

第2期鳴門市地域福祉計画

計画素案

鳴 門 市

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨と背景	1
2	地域福祉計画とは	2
3	計画の位置づけ	4
4	計画期間	5
5	策定の経緯	6
第2章	現状と課題	7
1	人口と世帯数	7
2	福祉の現状	10
3	アンケート調査結果からみた現状と課題	16
4	「地域福祉活動計画」と地区の現状	21
5	現行計画のふりかえり	36
第3章	計画の基本的な考え方	38
1	基本理念	38
2	基本的な考え方	39
3	計画の体系	41
4	基本目標	42
第4章	施策の展開	44
1	基本目標1 地域コミュニティ支援による地域のつながりづくり	44
2	基本目標2 安全・安心な暮らしを支える仕組みづくり	45
3	基本目標3 生涯の暮らしを支える仕組みづくり	46
4	鳴門市再犯防止推進計画	48
5	基本目標4 地域共生社会の実現に向けた相談支援の体制づくり	50
6	基本目標5 適切な福祉サービスを受けられる仕組みづくり	52
7	基本目標6 権利擁護の支援体制づくり	53
8	鳴門市成年後見制度利用促進基本計画	54
9	基本目標7 次代の地域福祉を担う人材づくり	59
第5章	計画の推進	60
1	計画の推進	60
2	計画の進捗管理	62

第6章 資料編	63
I 鳴門市地域福祉計画審議会運営要綱	63
II 鳴門市地域福祉計画審議会委員名簿	64
III 計画の策定経過	65
IV 持続可能な開発目標 (SDGs)	66

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

近年、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加、引きこもり、認知症高齢者の増加、孤独死といった問題が顕在化しています。さらに、8050問題（高齢の親と無職の子どもと同居）やダブルケア（介護と子育てを同時に行う）、ヤングケアラー（家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども）等、多様化・複雑化している新たな課題も生じています。

こうした中、国では、平成30年4月施行の改正社会福祉法において、市民一人ひとりがつながり、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現をめざすことが示されました。さらに、令和3年4月施行の改正社会福祉法では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「断らない相談支援」を実現するための「重層的支援体制整備事業」が創設され、地方自治体においても、既存の相談支援などの取り組みを活用しながら、地域住民の多様化・複雑化した課題を解決するための包括的な支援体制を構築していくことが求められています。

本市では、平成30年3月に「鳴門市地域福祉計画」を策定し、『みんなが考え、安心してしあわせに暮らすことが出来る地域共生社会の実現』を基本理念として、地域福祉の推進に取り組んできました。

しかしながら、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域での活動が制限され、従来の様々な活動が中止を余儀なくされるとともに、地域の中でのつながり力が弱まり、複雑な課題を抱える人や世帯の地域での孤立感が高まるなど、地域コミュニティに大きな問題が生じました。

本市における地域共生社会の実現、そして今後ますます複雑化が予想される福祉課題に対応していくためには、地域コミュニティの再構築、そして、社会情勢の変化に対応した包括的支援体制を確立することが必要不可欠であると考え、これらを計画的に推進していくことを目的とした「第2期鳴門市地域福祉計画」を策定するものです。

2 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）（抜粋）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

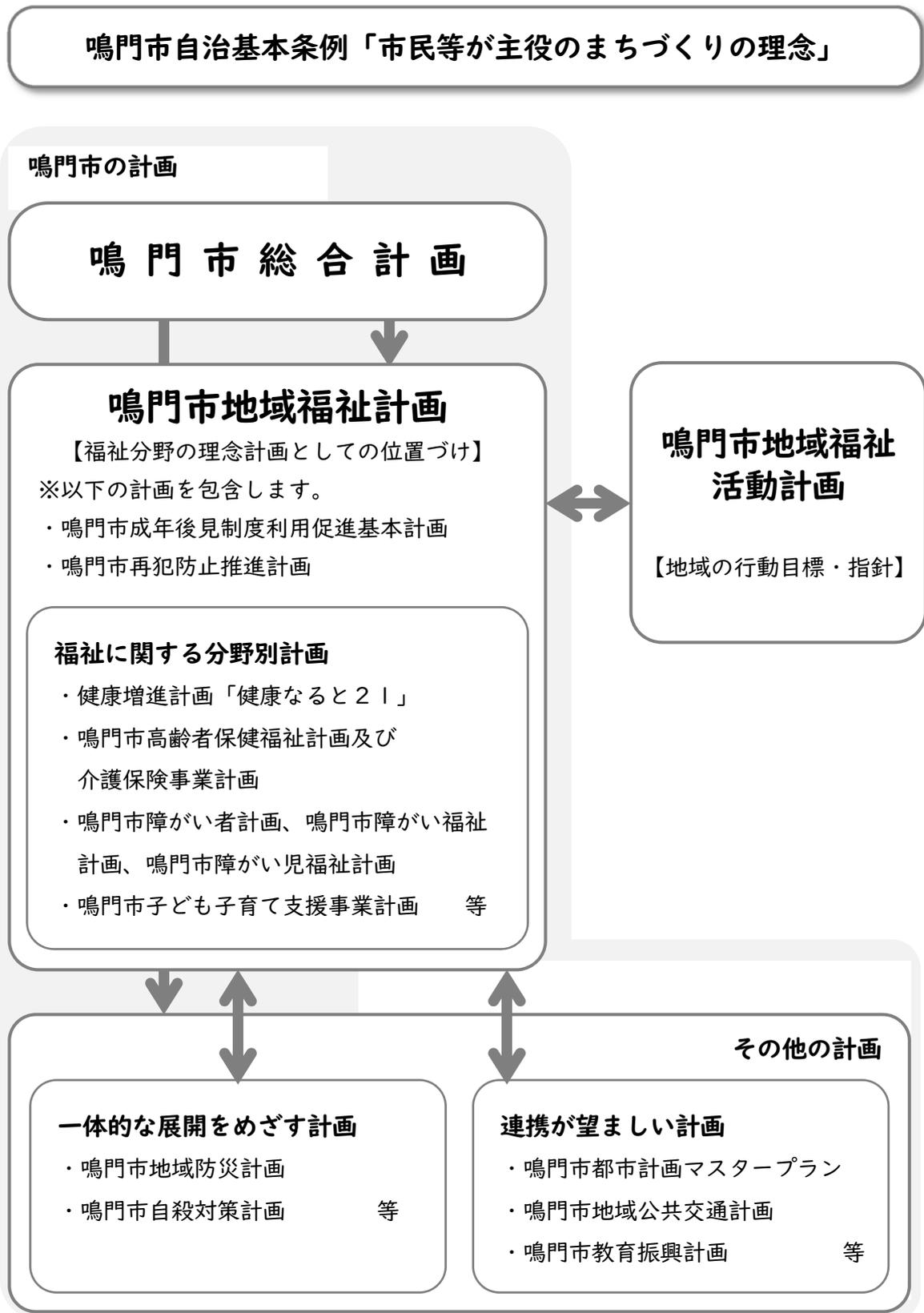
地域共生社会とは

国が掲げる「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。



出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

3 計画の位置づけ



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から概ね5年間とします。

なお、期間中であっても、社会情勢などの変化を踏まえ、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化した場合には、必要に応じて随時見直しを行うものとします。

分野別計画の計画期間

計画名	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)
総合計画	第六次	第七次					
地域福祉計画	第1期	第2期					第3期
高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第8期	第9期					
障がい者計画	第1期	第2期					
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第6期 第2期	第7期 第3期					
子ども・子育て 支援事業計画	第2期			第3期			
健康増進計画	第二次	第三次					
自殺対策計画	第1期	第2期					

5 策定の経緯

第1期となる「鳴門市地域福祉計画」では、徳島大学と共同し、市民会議や地域座談会等を重ねることにより、地域とのつながりを構築するとともに、地域住民が自ら地域課題について考える策定過程に重点を置いて策定しました。

第2期計画では、第1期計画での考え方や既存の取組を基本としながら、市民などへのアンケート調査や市内14地区での「地域座談会」を通じて、地域課題の変化など、現状を把握し計画に反映するよう努めました。

■第2期計画策定にかかる調査等実施状況

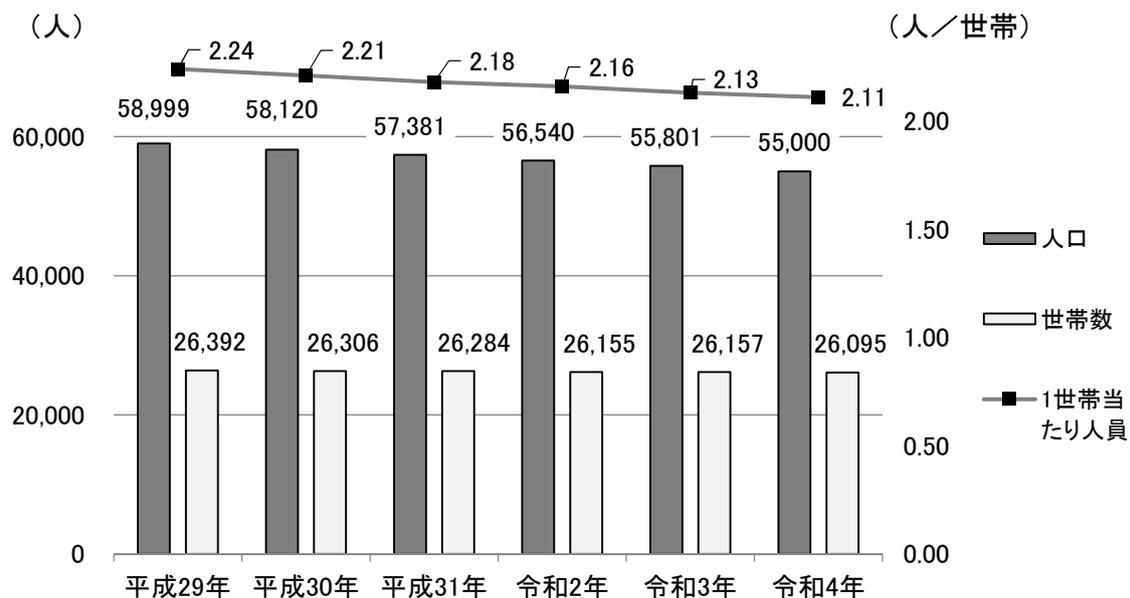
区分	概要
市民アンケート調査	対象者：15歳以上の市民 調査方法：郵送配付・郵送回収 調査期間：令和4年1月19日～2月7日 配布数：2,000件 回収数：713件（回収率：35.7%）
地域福祉関係団体調査	対象者：地域福祉関係団体 調査方法：手渡し配付・郵送回収 調査期間：令和4年1月19日～1月31日 配布数：210件 回収数：146件（回収率：69.5%）
地域福祉推進者調査	対象者：地域福祉推進者（民生委員・児童委員等） 調査方法：手渡し配付・郵送回収 調査期間：令和4年1月4日～1月31日 配布数：172件 回収数：137件（回収率：79.7%）
高校生アンケート調査	対象者：高校生 調査方法：手渡し配付・郵送回収 調査期間：令和4年9月1日～9月30日 配布数：70件 回収数：31件（回収率：44.3%）
鳴門市地域福祉計画 審議会	令和4年5月から令和5年3月にかけて合計4回開催
地域座談会	地区自治振興会単位14地区において、各2回開催
パブリックコメント	令和4年12月27日～令和5年1月31日の期間実施

第2章 現状と課題

1 人口と世帯数

(1) 人口と世帯数の推移

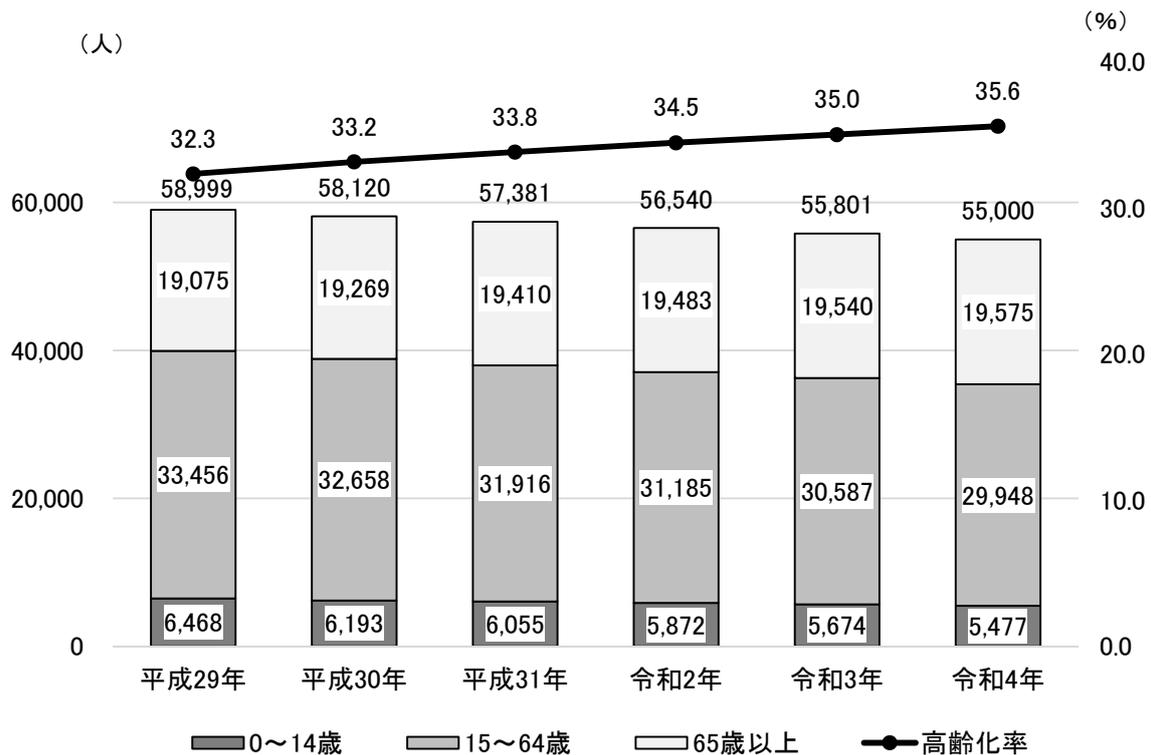
本市の人口は減少が続いており、平成29年には58,999人でしたが、令和4年では55,000人となっています。世帯数は横ばいとなっており、令和4年には26,095世帯となっています。1世帯当たりの人員は減少が続いており、平成29年には2.24人でしたが、令和4年では2.11人となっています。



出典：鳴門市住民基本台帳 各年3月31日現在

(2) 年齢別人口の推移

本市の人口は減少が続いていますが、65歳以上の人口は増加が続いており、平成29年には19,075人でしたが、令和4年では19,575人となっています。高齢化率も上昇が続いており、平成29年には32.3%でしたが、令和4年では35.6%となっています。



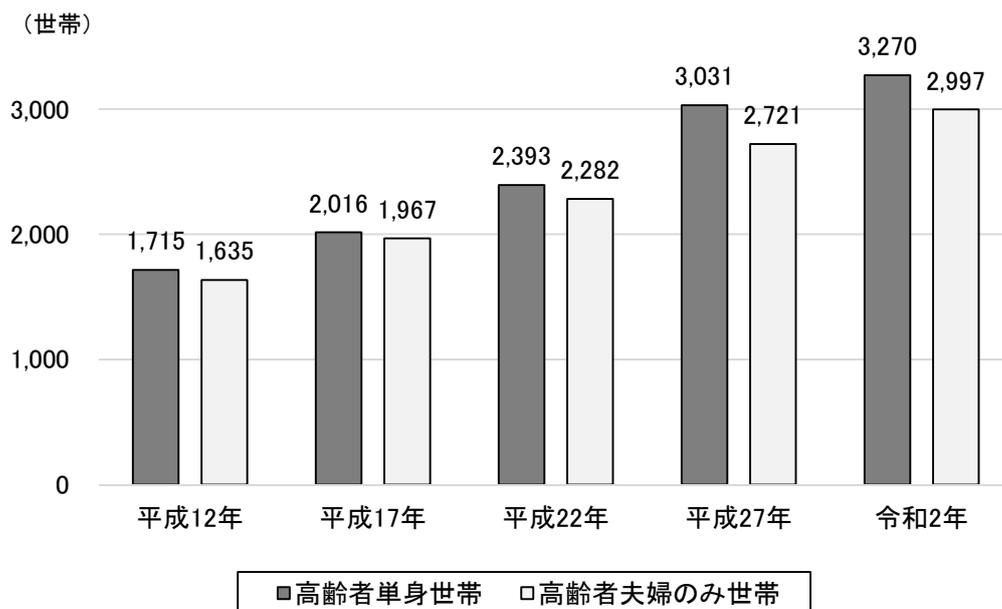
(人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口	58,999	58,120	57,381	56,540	55,801	55,000
0~14歳	6,468	6,193	6,055	5,872	5,674	5,477
15~64歳	33,456	32,658	31,916	31,185	30,587	29,948
65歳以上	19,075	19,269	19,410	19,483	19,540	19,575
高齢化率 (%)	32.3	33.2	33.8	34.5	35.0	35.6

出典：鳴門市住民基本台帳 各年3月31日現在

(3) 高齢者世帯数の推移

高齢者単身世帯数は増加が続いており、平成12年には1,715世帯でしたが、令和2年には3,270世帯となっています。高齢者夫婦のみ世帯も増加しており、平成12年には1,635世帯でしたが、令和2年には2,997世帯となっています。

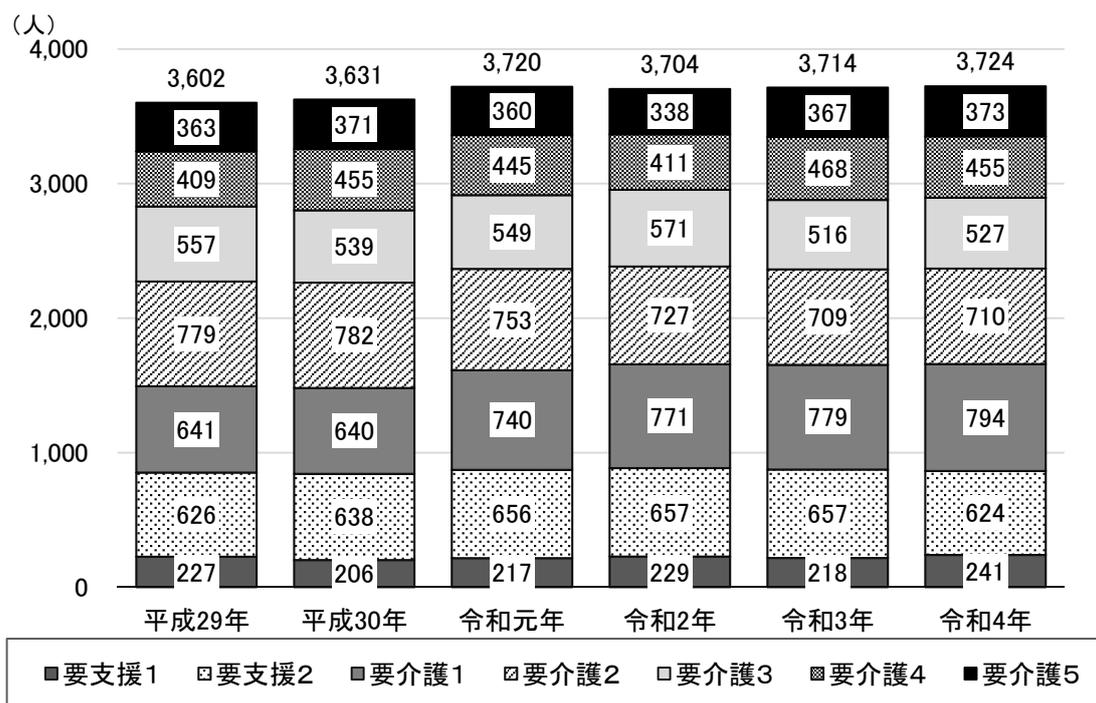


出典：国勢調査

2 福祉の現状

(1) 要介護（支援）認定者数の推移

要介護（支援）認定者の総数は、平成29年には3,602人でしたが、令和4年には3,724人となっています。令和2年以降、微増しています。



(人)

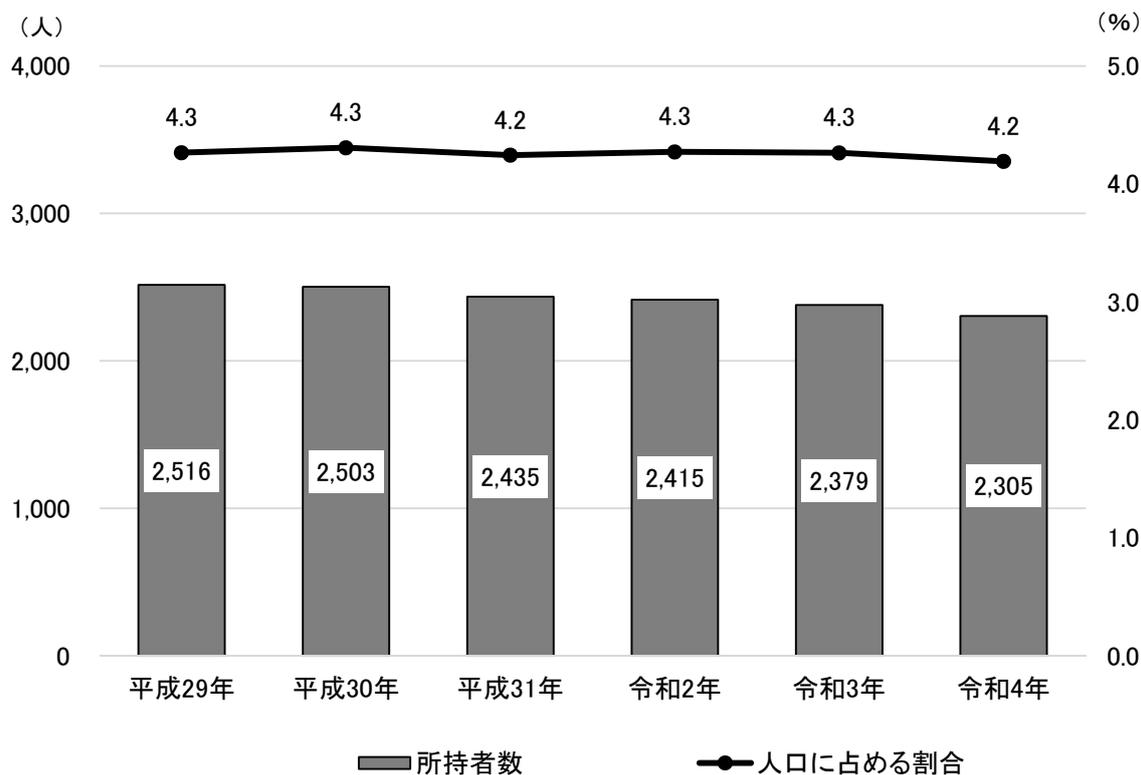
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
要支援1	227	206	217	229	218	241
要支援2	626	638	656	657	657	624
要介護1	641	640	740	771	779	794
要介護2	779	782	753	727	709	710
要介護3	557	539	549	571	516	527
要介護4	409	455	445	411	468	455
要介護5	363	371	360	338	367	373
認定者数合計	3,602	3,631	3,720	3,704	3,714	3,724

出典：長寿介護課 各年3月31日現在

(2) 障がい者数の推移

各手帳所持者の人口に占める割合をみたところ、身体障がい者手帳所持者は横ばい、療育手帳所持者と精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加傾向です。

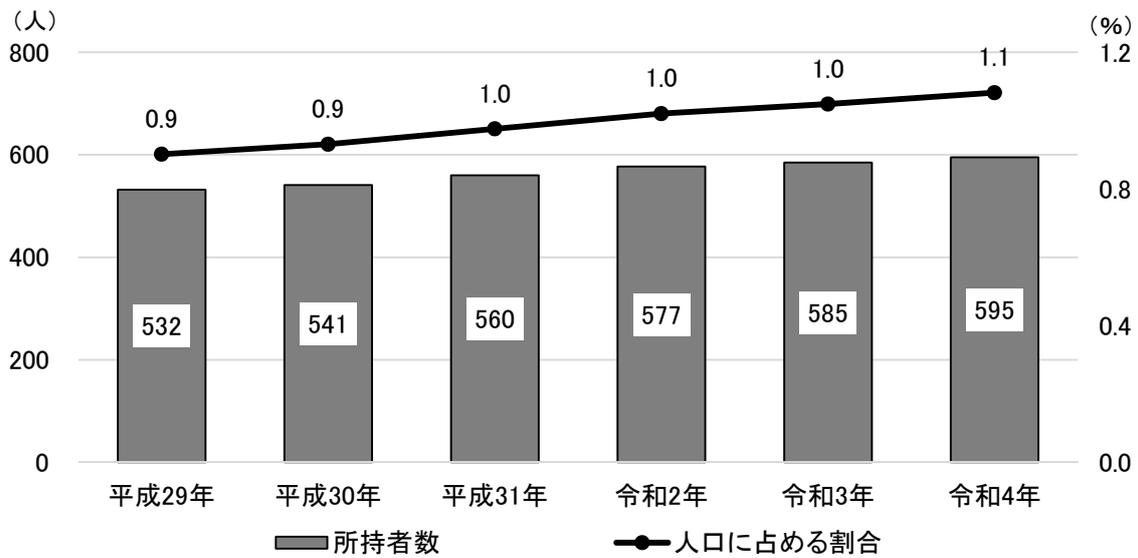
①身体障がい者手帳所持者の推移



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
所持者数	2,516	2,503	2,435	2,415	2,379	2,305

出典：社会福祉課 各年3月31日現在

②療育手帳所持者の推移

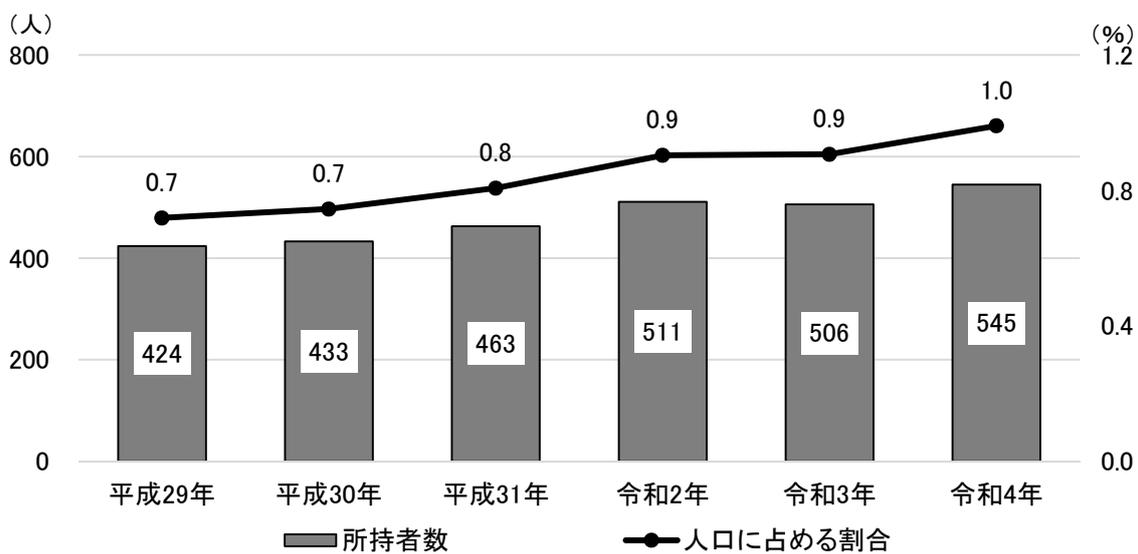


(人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
所持者数	532	541	560	577	585	595

出典：社会福祉課 各年3月31日現在

③精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移



(人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
所持者数	424	433	463	511	506	545

出典：社会福祉課 各年3月31日現在

(3) 保育所、認定こども園の状況

①保育所、認定こども園の施設数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
公立保育所	5	5	5	5	4	4
私立保育所	13	13	13	13	13	13
認定こども園	3	3	3	3	3	4
合計	21	21	21	21	20	21

出典：子どもいきいき課 各年5月1日現在

※休止中の施設を含む

②保育所児童数の推移

(人)

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
定員数		775	765	775	775	755	720
児童数	3歳未満	469	455	436	419	412	383
	3歳	206	219	216	230	184	211
	4歳以上	37	35	27	33	36	27
	合計	712	709	679	682	632	621

出典：子どもいきいき課 各年5月1日現在

③認定こども園児童数の推移

(人)

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
定員数		270	290	290	290	285	295
児童数	3歳未満	115	106	104	97	114	91
	3歳	81	81	65	70	65	70
	4歳以上	59	85	106	102	97	122
	合計	255	272	275	269	276	283

出典：子どもいきいき課 各年5月1日現在

(4) 幼稚園の状況

①幼稚園数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
公立幼稚園	17	17	17	16	16	7
私立幼稚園	1	1	1	1	1	1
合計	18	18	18	17	17	8

出典：学校教育課 各年5月1日現在

※休止中の施設を含む

②幼稚園の園児数の推移

(人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
園児数	796	765	701	671	631	543

出典：学校教育課 各年5月1日現在

(5) 小学校、中学校の児童数、生徒数の推移

①小学校児童数の推移

(人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1年生	430	386	430	385	379	358
2年生	403	431	383	434	383	380
3年生	434	406	429	382	440	380
4年生	455	435	406	428	382	440
5年生	423	452	431	400	429	382
6年生	463	423	452	435	400	429
合計	2,608	2,533	2,531	2,464	2,413	2,369

出典：学校教育課 各年5月1日現在

②中学校生徒数の推移

(人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1年生	437	425	383	419	413	360
2年生	434	434	426	386	418	417
3年生	506	433	434	428	392	421
合計	1,377	1,292	1,243	1,233	1,223	1,198

出典：学校教育課 各年5月1日現在

(6) 児童扶養手当受給者数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
受給者数	524	473	443	436	434	427

出典：子どもいきいき課 各年3月31日現在

(7) 生活保護の状況

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
被保護のべ人数	10,415	10,190	9,899	9,568	9,219	8,929
被保護のべ世帯数	7,906	7,802	7,743	7,637	7,553	7,332

出典：社会福祉課 各年3月31日現在

(8) 成年後見制度の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
相談件数	32	43	35	28	45	29
市長申立件数	18	20	9	15	12	9
助成件数	6	10	11	15	17	9

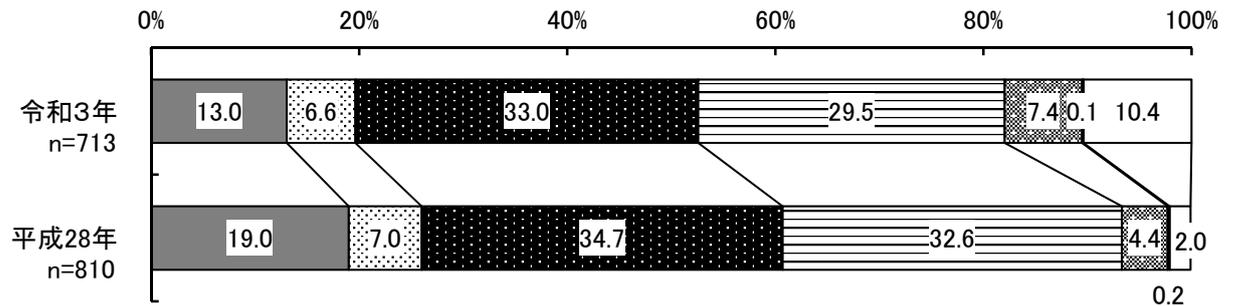
出典：社会福祉課・長寿介護課 各年3月31日現在

3 アンケート調査結果からみた現状と課題

◎課題 近隣同士の関係の希薄化

・近所の人との付き合いが少ない現状は変わっていません。(前回調査から「付き合いがない」が3.0%増加) 特に若い世代の交流が求められています。世代交代が進むと近隣同士の関係がより希薄化していくことは依然として課題となっています。

設問「あなたは、ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。」(単数回答)

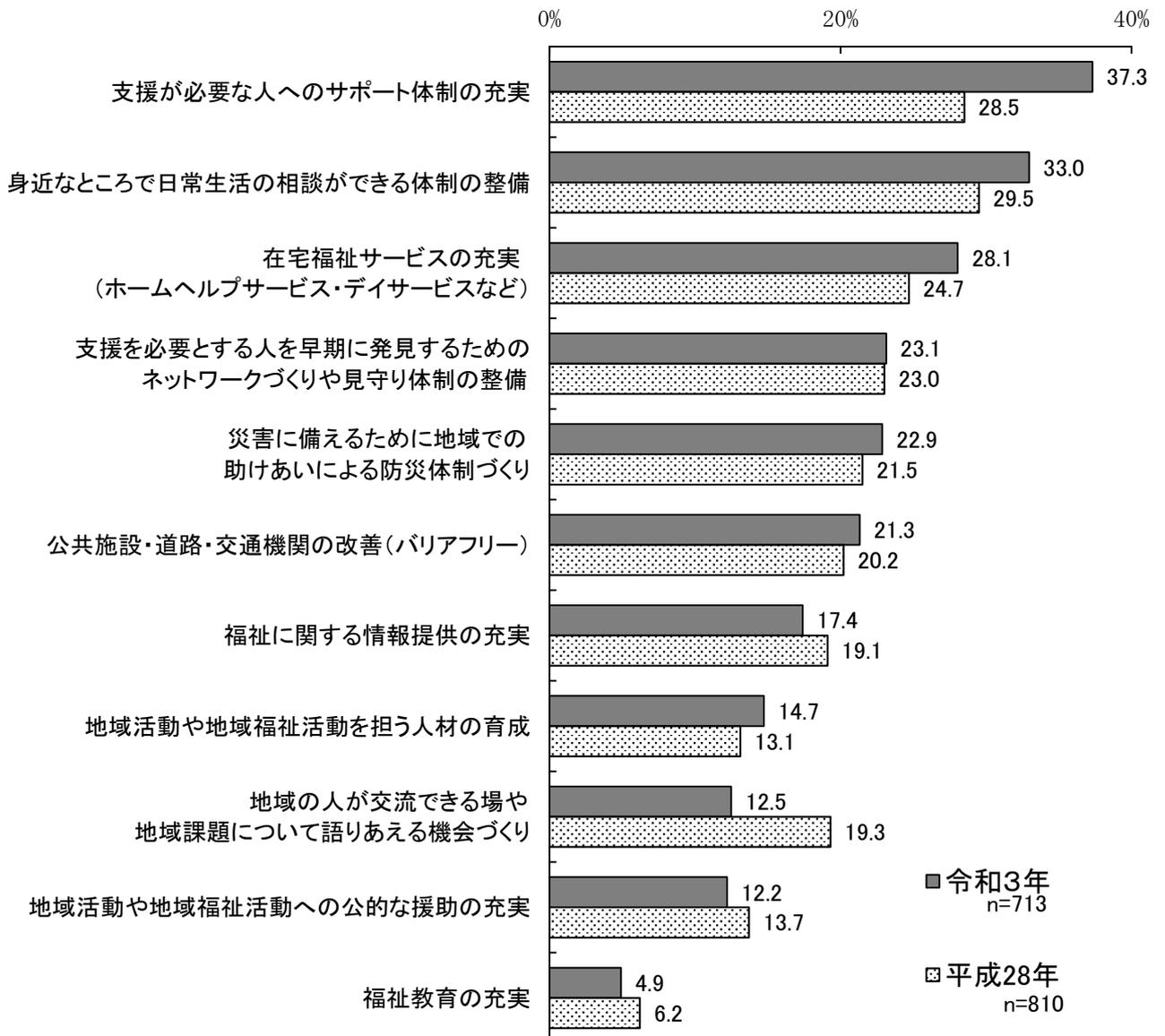


- 親しく付きあっている近隣者がいる
- ▣ たまにお互いの家を行き来する程度
- たまに立ち話する程度
- 会えばあいさつはするが、話したりすることはほとんどない
- 付き合いがない
- ▣ その他
- 無回答

◎課題 相談支援体制の充実

・市民が安心した暮らしに必要な事として、サポート体制の充実（前回調査から 8.8%増加）や身近なところで日常生活の相談ができる体制の整備（前回調査から 3.5%増加）が求められています。一方、地域福祉推進者は、身近な場所で、相談できる窓口を増やす支援を行政に求めています。

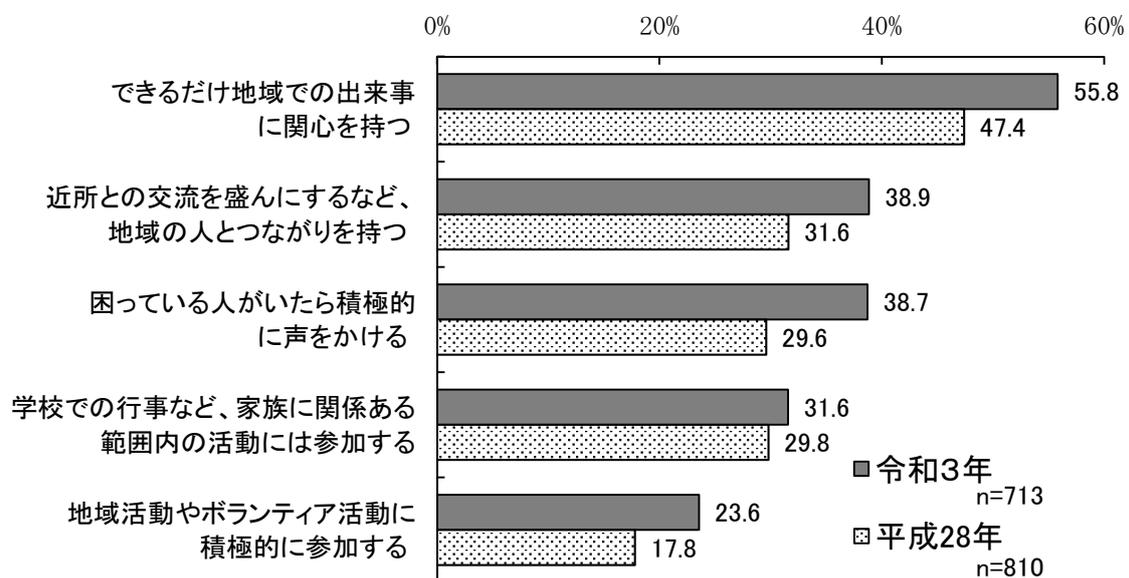
設問「あなたは、市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、今後特にどのようなことが必要だと思いますか。」（複数回答）



◎課題 助けあい活動の充実にに向けた住民への活動支援

・住民同士が日常的に支えあいや助けあい、安心して暮らしていくためにできることとして、地域での出来事に関心を持つ（前回調査から 8.4%増加）、近所同士の交流を盛んにする（前回調査から 7.3%増加）、困っている人に積極的に声をかける（前回調査から 9.1%増加）等、一人ひとりの意識が高まりつつあります。今後、この意識を活動に繋げていくため、地域活動支援の取組が求められます。

設問「私たち一人ひとりが安心して地域の中で暮らしていくために、市民のひとりとして、あなたはどのようなことができると思いますか。」（複数回答）

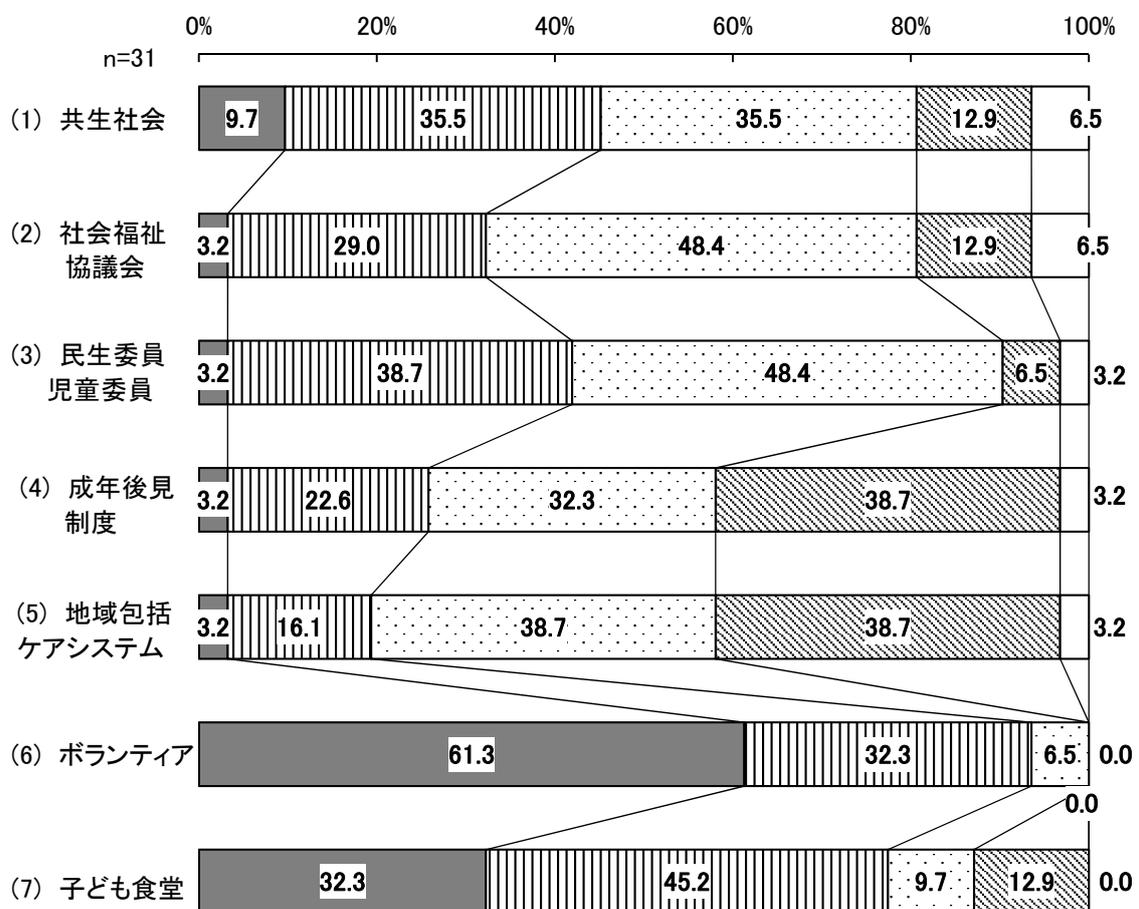


◎課題 高校生など生徒や学校を対象とした福祉教育の推進

・高校生の地域福祉に関わる用語の認知度をみると、「ボランティア」という用語の認知度は6割を超えていますが、「共生社会」、「社会福祉協議会」、「民生委員・児童委員」等の用語の認知度は1割未満となっており、地域福祉への理解を進めることで、若い世代の地域参画を促していく福祉教育の推進は重要な取組となります。

設問「あなたは、福祉にかかわる次のような言葉を聞いたことがありますか。」

(単数回答)



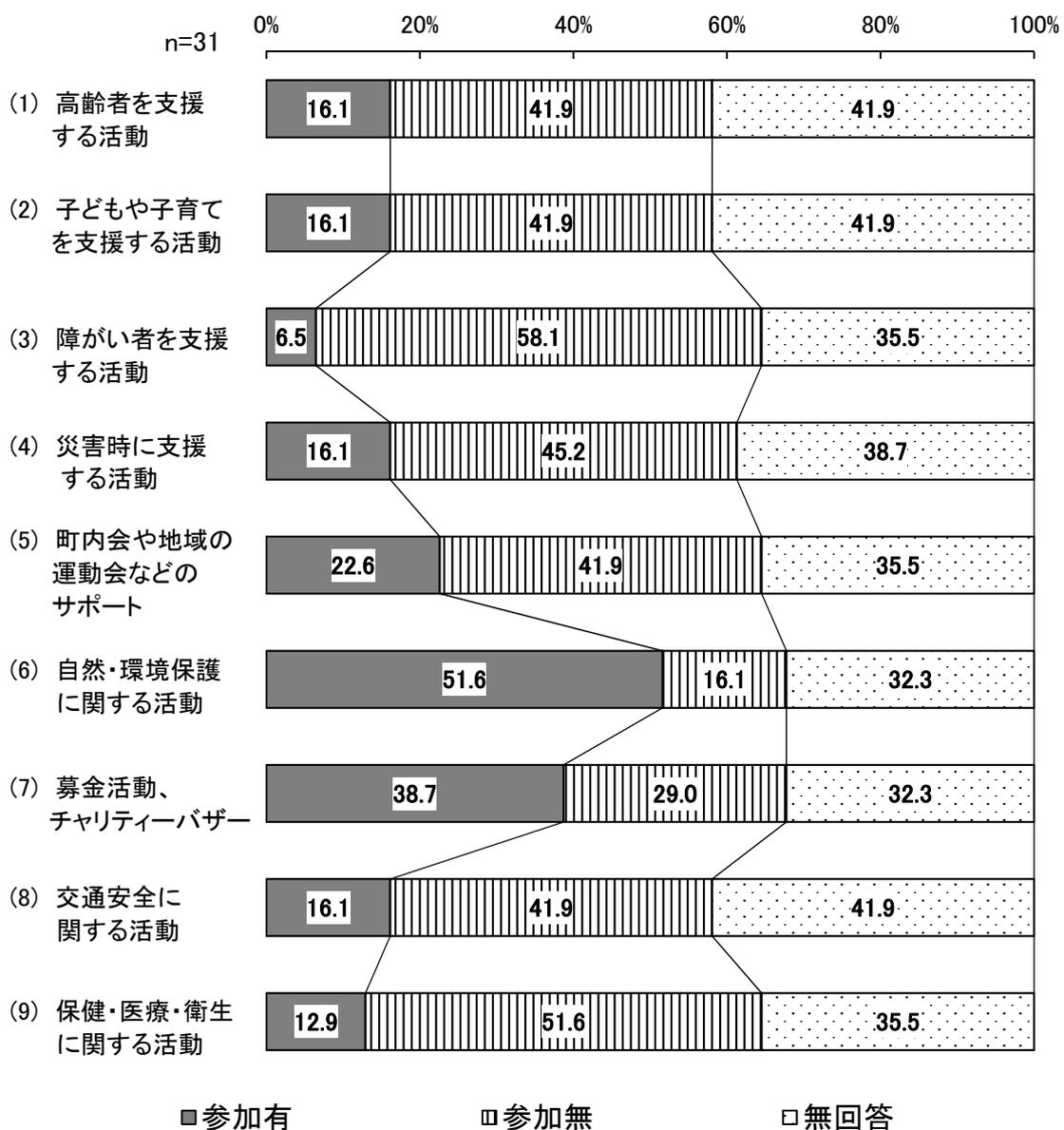
- 内容も説明できるくらい知っている
- よく聞いたことがある
- なんとなく聞いたことがある
- 聞いたことがない
- 無回答

◎課題 地域と高校生等生徒や学校が一緒になって地域活動できる仕組みづくり

・ 高校生の地域活動への参加経験は、高齢者や子育てへの支援活動、災害時に支援する活動、交通安全活動、保健等に関する活動は1割程度、自然・環境保護活動は5割程度の参加経験があると回答しています。しかし、回答無や参加経験無の回答が多く、福祉活動の認知が低い状況と言えます。地域と学校が連携して福祉教育を進め、地域と若い世代の交流の仕組みづくりが必要です。

設問「あなたは、これまでに、次のような地域活動に参加したことがありますか。」

(単数回答)



4 「地域福祉活動計画」と地区の現状

社会福祉法人鳴門市社会福祉協議会（以下、「市社協」とする）が策定する「鳴門市地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進するため、「鳴門市地域福祉計画」と連動性を持って策定されています。

各地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」とする）が中心となって地縁組織、地域住民、事業者、ボランティア団体等地域とより密接に関わりながら、地域コミュニティの活動支援や、地域福祉の推進に取り組んでいます。

アンケートや地域座談会を通して把握した市内14地区の現状について、地区カルテとして以下にまとめます。

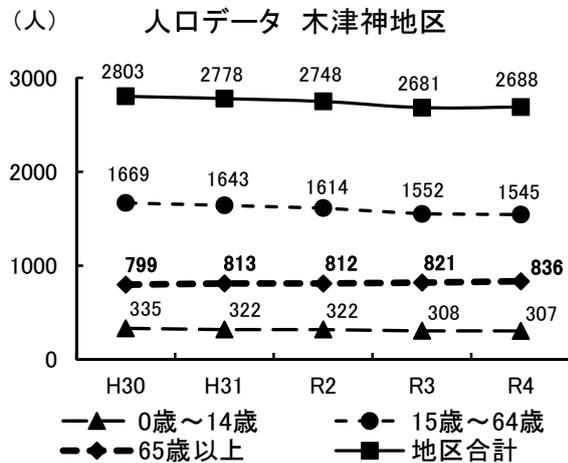
※「人口データ」について

- ・鳴門市住民基本台帳より各地域の住所地を参考に各年3月31日時点で集計しています。

※「地域データ」について

- ・婦人会は、令和4年度に鳴門市婦人連合会に所属している団体または地域で婦人会の役割を担っている団体数となっています。
- ・地域活動団体は、令和4年度に鳴門市ボランティアセンターに登録している団体のうち代表者または事務局の住所に基づいて集計しています。
- ・老人クラブは、令和4年度に鳴門市老人クラブ連合会名簿に記載している団体数となっています。
- ・小・中学校及び幼稚園・保育所・認定こども園、放課後児童クラブは、施設所在地の住所に基づいて集計しています。
- ・子ども会は、各小学校地区の単位子ども会数となっています。

地区カルテ－Ⅰ 木津神地区



■人口データ

木津神地区の人口は、令和4年現在で2,688人です。平成30年から令和4年にかけて人口減少となっており、減少率は4.1%です。また、地区人口に占める65歳以上の人口割合（以下、高齢化率とする）は、平成30年の28.5%から令和4年の31.1%へと上昇し、高齢化が進んでいます。

■地区の取組状況

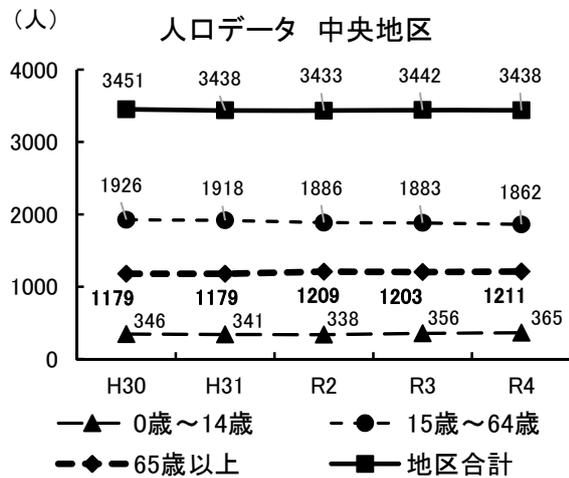
子どものいる世帯とのつながりづくりに課題を抱えています。木津神地区では、「地域と学校等の連携による子育て支援の仕組みづくり」をめざして、地区自治振興会や婦人会、老人クラブ、民生委員等と一緒に行事に取り組んでいます。コロナ禍で活動を中止していましたが、相撲大会など三世代の交流行事に取り組んでいます。

■地域データ

地区自治振興会	1 団体	子ども会	0 団体
地区社協	1 団体	自主防災組織	1 団体
・ 民生委員	5 人	地域活動団体	5 団体
・ 主任児童委員	2 人	小・中学校	0 校
老人クラブ	3 団体	幼稚園・保育所・ 認定こども園	0 箇所
婦人会	1 団体	放課後児童クラブ	0 箇所

※主任児童委員は、木津神地区と中央地区で2人

地区カルテ－2 中央地区



■人口データ

中央地区の人口は、令和4年現在で3,438人です。平成30年から令和4年までは、横ばいの傾向となっています。また、地区人口に占める高齢化率は、平成30年の34.2%から令和4年の35.2%へと上昇し、高齢化が進んでいます。

■地区の取組状況

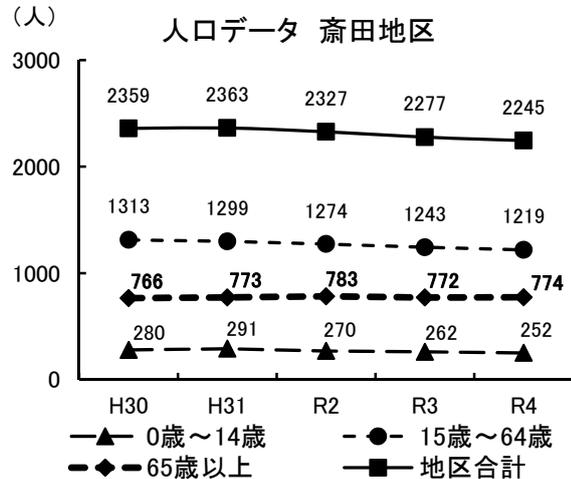
商業施設や公共施設が多く生活に便利で、子育て世代が多く居住している地区です。若い世代は共働きが多く時間に余裕が少ないことから地域交流に課題を抱えています。地区の特性を生かし、「若い世代の地域活動への参加」や「地域の人たちと連携した子育て支援の仕組みづくり」に取り組んでいます。魅力ある地区にするために、地区自治振興会と地区社協が連携する仕組みづくりを行っています。

■地域データ

地区自治振興会	1 団体	子ども会	0 団体
地区社協	1 団体	自主防災組織	1 団体
・民生委員	8 人	地域活動団体	32 団体
・主任児童委員	2 人	小・中学校	1 校
老人クラブ	3 団体	幼稚園・保育所・ 認定こども園	2 箇所
婦人会	1 団体	放課後児童クラブ	0 箇所

※主任児童委員は、木津神地区と中央地区で2人

地区カルテ－3 齋田地区



■人口データ

齋田地区の人口は、令和4年現在で2,245人です。平成30年から令和4年にかけて人口減少となっており、減少率は4.8%です。また、地区人口に占める高齢化率は、平成30年の32.5%から令和4年の34.5%へと上昇し、高齢化が進んでいます。

■地区の取組状況

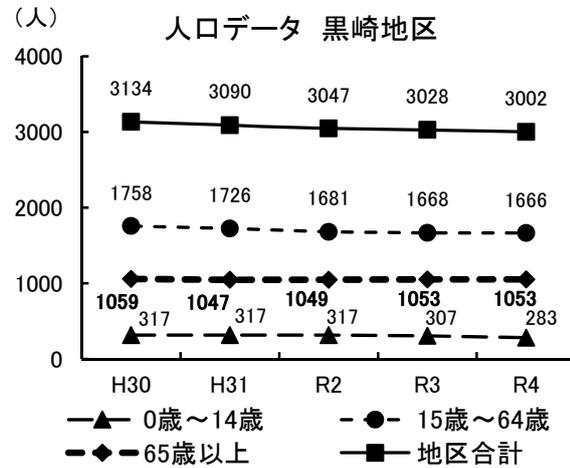
1人暮らしの高齢者の見守りとその情報共有に課題を抱えています。齋田地区では、「子ども食堂」の活動を地区社協などと連携し活発に行っており、多くの人の居場所づくりにもなっています。コロナ禍でイベントによる交流ができなかったこともあり、高齢者と子どもが参加できるイベントを新たに実施し、地区の三世代交流を活発にしています。また老人クラブやいきいきサロンの活動についても活発に行われています。

■地域データ

地区自治振興会	1 団体	子ども会	1 団体
地区社協	1 団体	自主防災組織	1 団体
・民生委員	5 人	地域活動団体	2 団体
・主任児童委員	2 人	小・中学校	1 校
老人クラブ	3 団体	幼稚園・保育所・ 認定こども園	3 箇所
婦人会	1 団体	放課後児童クラブ	1 箇所

※主任児童委員は、齋田地区、黒崎地区、桑島地区で2人

地区カルテ－4 黒崎地区



■人口データ

黒崎地区の人口は、令和4年現在で3,002人です。平成30年から令和4年にかけて人口減少となっており、減少率は4.2%です。また、地区人口に占める高齢化率は、平成30年の33.8%から令和4年の35.1%へと上昇し、高齢化が進んでいます。

■地区の取組状況

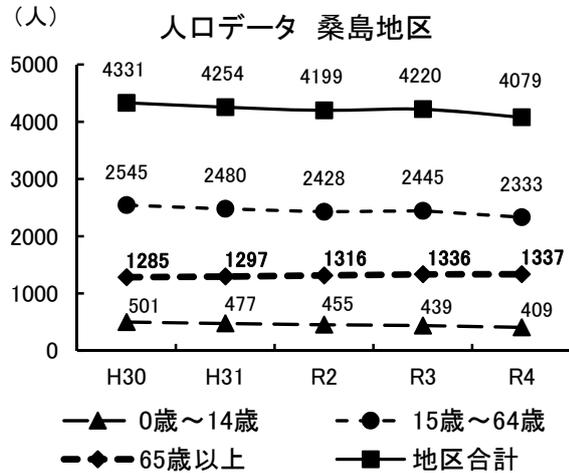
三世交代が盛んに行われています。「子ども食堂」の活動は、地域の子育ての場となっており、囲碁ボールなどを使って高齢者と子どもの交流を行ったり、自主防災組織と一緒に防災訓練を行い、子どもたちに避難所の意識づけができたりしています。また炊き出し訓練は食育活動につながったりと、「現役世代とともに地域活動を進めていくために」活発に地域コミュニティづくりを進めています。

■地域データ

地区自治振興会	1 団体	子ども会	1 団体
地区社協	1 団体	自主防災組織	1 団体
・民生委員	5 人	地域活動団体	3 団体
・主任児童委員	2 人	小・中学校	1 校
老人クラブ	2 団体	幼稚園・保育所・ 認定こども園	1 箇所
婦人会	1 団体	放課後児童クラブ	1 箇所

※主任児童委員は、斎田地区、黒崎地区、桑島地区で2人

地区カルテ－5 桑島地区



■人口データ

桑島地区の人口は、令和4年現在で4,079人です。平成30年から令和4年にかけて人口減少となっており、減少率は5.8%です。また、地区人口に占める高齢化率は、平成30年の29.7%から令和4年の32.8%へと上昇し、高齢化が進んでいます。

■地区の取組状況

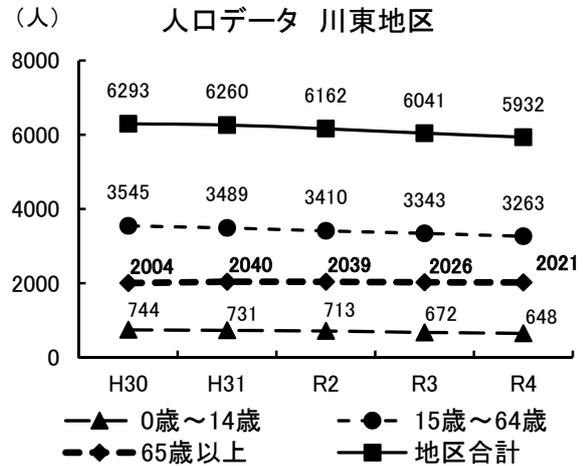
自治会・町内会に参加する住民が減少している課題を抱えています。商業施設、公共施設や医療・福祉施設、体育館やスポーツ施設もあり健康な暮らしができるのが桑島地区の強みです。核家族が増え、地域と子どもたちのつながりづくりが薄れているなか、小学校と地域が連携して、地域活動を進めています。

■地域データ

地区自治振興会	1 団体	子ども会	6 団体
地区社協	1 団体	自主防災組織	1 団体
・ 民生委員	7 人	地域活動団体	6 団体
・ 主任児童委員	2 人	小・中学校	1 校
老人クラブ	2 団体	幼稚園・保育所・ 認定こども園	2 箇所
婦人会	1 団体	放課後児童クラブ	1 箇所

※主任児童委員は、斎田地区、黒崎地区、桑島地区で2人

地区カルテ－6 川東地区



■人口データ

川東地区の人口は、令和4年現在で5,932人です。平成30年から令和4年にかけて人口減少となっており、減少率は5.7%です。また、地区人口に占める高齢化率は、平成30年の31.8%から令和4年の34.1%へと上昇し、高齢化が進んでいます。

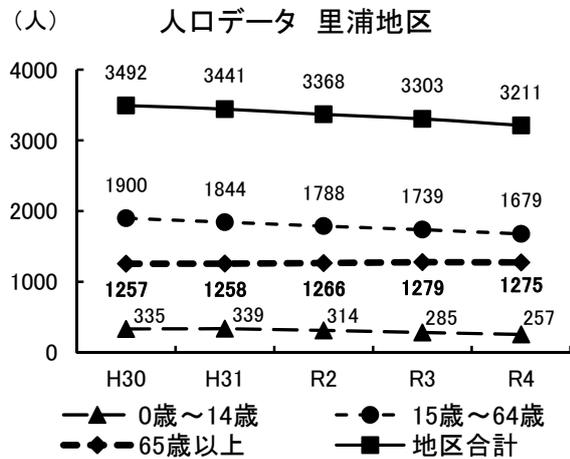
■地区の取組状況

1人暮らしが増えていること、挨拶しない人が増えていること等の課題を抱えています。地域の活動として、道路の清掃活動や植栽を維持する活動が活発です。また、地域総ぐるみ（地区自治振興会、老人クラブ、地区社協、婦人会、PTA等が参加）で「子どものまちをつくる会」を運営し、七夕祭り、ふれあいフェスティバル、クリスマス、課外授業等、年間を通じて三世代交流の取組を進めています。

■地域データ

地区自治振興会	1団体	子ども会	4団体
地区社協	1団体	自主防災組織	1団体
・民生委員	13人	地域活動団体	12団体
・主任児童委員	2人	小・中学校	2校
老人クラブ	4団体	幼稚園・保育所・認定こども園	4箇所
婦人会	1団体	放課後児童クラブ	1箇所

地区カルテ－7 里浦地区



■人口データ

里浦地区の人口は、令和4年現在で3,211人です。平成30年から令和4年にかけて人口減少となっており、減少率は8.0%です。また、地区人口に占める高齢化率は、平成30年の36.0%から令和4年の39.7%へと上昇し、高齢化が進んでいます。

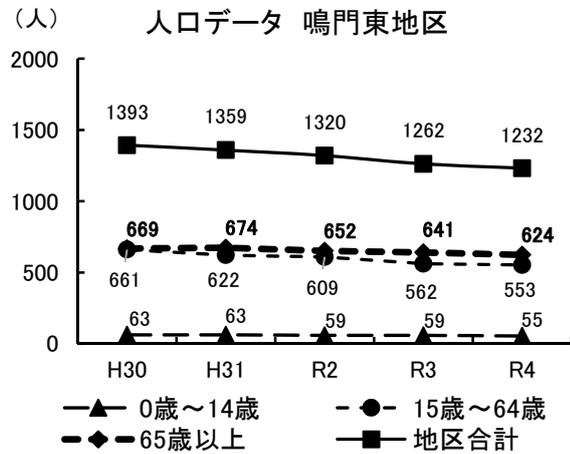
■地区の取組状況

1人暮らしの高齢者が増加している中、高齢者が高齢者を見守ることに様々な課題を抱えています。地域で高齢者を見守る仕組みづくりが求められています。隣近所の住民や地域の各団体が高齢者宅を訪問し、平常時からの状況把握と情報の共有化を図る取組を進めています。

■地域データ

地区自治振興会	1 団体	子ども会	9 団体
地区社協	1 団体	自主防災組織	3 団体
・ 民生委員	8 人	地域活動団体	2 団体
・ 主任児童委員	2 人	小・中学校	1 校
老人クラブ	3 団体	幼稚園・保育所・ 認定こども園	1 箇所
婦人会	1 団体	放課後児童クラブ	1 箇所

地区カルテ－8 鳴門東地区



■人口データ

鳴門東地区の人口は、令和4年現在で1,232人です。平成30年から令和4年にかけて人口減少となっており、減少率は11.6%です。また、地区人口に占める高齢化率は、平成30年の48.0%から令和4年の50.6%へと上昇し、高齢化が進んでいます。

■地区の取組状況

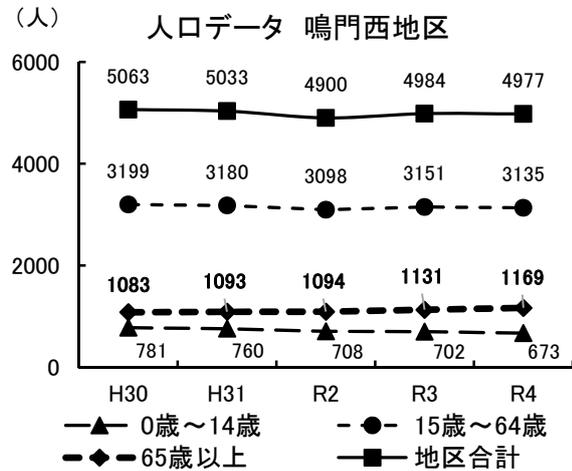
地域での情報の共有や地域で気軽に相談できる仕組みづくりに課題を抱えています。ホテル・渦潮・釣り・サーフィンスポット等観光資源が多く連休などは賑わう地区ですが、若い世代が地区外に出ていくようになり、今後、住民組織力が低下することを懸念し、地域での情報の共有や地域でのつながりづくりを進めています。

■地域データ

地区自治振興会	1 団体	子ども会	1 団体
地区社協	1 団体	自主防災組織	1 団体
・ 民生委員	3 人	地域活動団体	2 団体
・ 主任児童委員	2 人	小・中学校	1 校
老人クラブ	0 団体	幼稚園・保育所・ 認定こども園	0 箇所
婦人会	1 団体	放課後児童クラブ	1 箇所

※主任児童委員は、鳴門東地区と鳴門西地区で2人

地区カルテ－9 鳴門西地区



■人口データ

鳴門西地区の人口は、令和4年現在で4,977人です。平成30年から令和4年までは、横ばいの傾向となっています。また、地区人口に占める高齢化率は、平成30年の21.4%から令和4年の23.5%と毎年上昇を続けており、高齢化が進んでいます。

■地区の取組状況

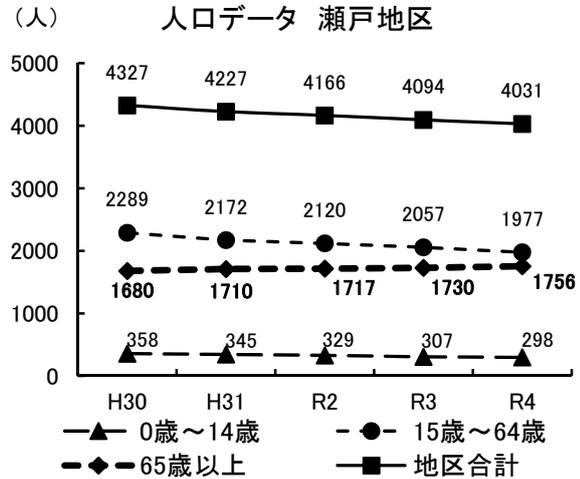
転入者が多い地区ですが、地域の人と接する機会が少ないなど課題を抱えています。子どもが多く活気を感じられ、地域のつながりも強い地区です。地域活動が盛んで、近所づきあいを深める取組、高齢者の買い物や通院等の移動手段を確保する取組、高齢者の見守り活動を進めています。

■地域データ

地区自治振興会	1 団体	子ども会	5 団体
地区社協	1 団体	自主防災組織	1 団体
・民生委員	6 人	地域活動団体	8 団体
・主任児童委員	2 人	小・中学校	2 校
老人クラブ	2 団体	幼稚園・保育所・ 認定こども園	2 箇所
婦人会	1 団体	放課後児童クラブ	1 箇所

※主任児童委員は、鳴門東地区と鳴門西地区で2人

地区カルテ－10 瀬戸地区



■人口データ

瀬戸地区の人口は、令和4年現在で4,031人です。平成30年から令和4年にかけて人口減少となっており、減少率は6.8%です。また、地区人口に占める高齢化率は、平成30年の38.8%から令和4年の43.6%と毎年上昇を続けており、高齢化が進んでいます。

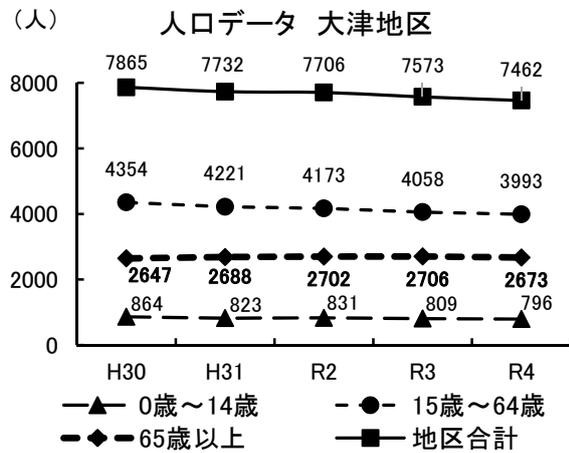
■地区の取組状況

日頃から1人暮らし高齢者の見守り体制に課題を抱えています。住民活動が活発で住民同士のつながりが強い地域特性を活かし、近所づきあいや世代間のコミュニケーションの取組を進めています。また、学校と連携した居場所づくりの検討や、高齢者が安心して暮らせるよう、地域で見守り・支援体制の強化に取り組んでいます。

■地域データ

地区自治振興会	1団体	子ども会	7団体
地区社協	1団体	自主防災組織	3団体
・民生委員	13人	地域活動団体	3団体
・主任児童委員	2人	小・中学校	2校
老人クラブ	5団体	幼稚園・保育所・ 認定こども園	2箇所
婦人会	1団体	放課後児童クラブ	1箇所

地区カルテ－Ⅱ 大津地区



■人口データ

大津地区の人口は、令和4年現在で7,462人です。平成30年から令和4年にかけて人口減少となっており、減少率は5.1%です。また、地区人口に占める高齢化率は、平成30年の33.7%から令和4年の35.8%へと上昇し、高齢化が進んでいます。

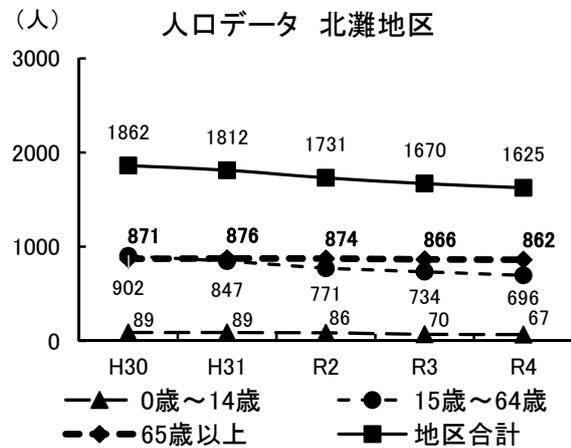
■地区の取組状況

神社やお寺、フルーツやコウノトリのスポットとして有名で、道の駅「くるくる なる」と・商店・介護施設・警察・避難場所等が集まっている地区です。世代間交流の場が少なく、地域の祭りの参加者が減るなどの課題を抱えています。「地域のつながりを再構築するために」子どもも参加できるイベント、祭、芋ほり、ジャンボ鍋等で三世代交流に取り組んでいます。

■地域データ

地区自治振興会	1 団体	子ども会	10 団体
地区社協	1 団体	自主防災組織	9 団体
・民生委員	14 人	地域活動団体	15 団体
・主任児童委員	2 人	小・中学校	2 校
老人クラブ	7 団体	幼稚園・保育所・認定こども園	3 箇所
婦人会	1 団体	放課後児童クラブ	2 箇所

地区カルテ－12 北灘地区



■人口データ

北灘地区の人口は、令和4年現在で1,625人です。平成30年から令和4年にかけて人口減少となっており、減少率は12.7%です。また、地区人口に占める高齢化率は、平成30年の46.8%から令和4年の53.0%へと上昇し、高齢化が進んでいます。

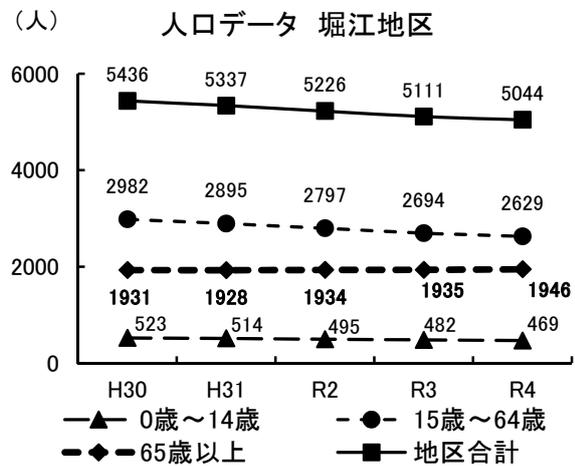
■地区の取組状況

地区の範囲が広く、5つのコミュニティに分かれ、それぞれ地域性が異なる特性があります。地区には学校がなく、子どもや若い世代との交流が難しい課題を抱えています。地域コミュニティの維持と孤立の防止をめざして、北灘祭り、町内の清掃活動、いきいき百歳体操等の取組を続け、公民館を拠点とした地域交流に取り組んでいます。

■地域データ

地区自治振興会	1 団体	子ども会	0 団体
地区社協	1 団体	自主防災組織	1 団体
・ 民生委員	10 人	地域活動団体	4 団体
・ 主任児童委員	2 人	小・中学校	0 校
老人クラブ	3 団体	幼稚園・保育所・ 認定こども園	0 箇所
婦人会	1 団体	放課後児童クラブ	0 箇所

地区カルテ－13 堀江地区



■人口データ

堀江地区の人口は、令和4年現在で5,044人です。平成30年から令和4年にかけて人口減少となっており、減少率は7.2%です。また、地区人口に占める高齢化率は、平成30年の35.5%から令和4年の38.6%へと上昇し、高齢化が進んでいます。

■地区の取組状況

人口や世帯数の減少が進んでおり、町内会などへの加入世帯が増えない課題を抱えています。PTAなど現役世代の団体と連携し、地域活動の担い手育成のきっかけづくりをめざして、親子参加による防災訓練、各単位での老人クラブ活動、秋祭りの獅子舞、芋ほり、いきいき百歳体操等、公民館を拠点に活動に取り組んでいます。

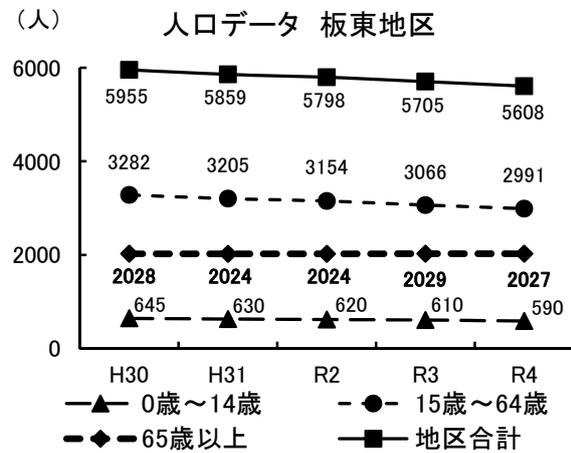
■地域データ

地区自治振興会	1 団体	子ども会	10 団体
地区社協	1 団体	自主防災組織	13 団体
・民生委員	15 人	地域活動団体	7 団体
・主任児童委員	2 人	小・中学校	3 校
老人クラブ	11 団体	幼稚園・保育所・ 認定こども園	2 箇所
婦人会	1 団体	放課後児童クラブ	1 箇所

※地区社協は、堀江地区と板東地区で1地区

※主任児童委員は、堀江地区と板東地区で2人

地区カルテ－14 板東地区



■人口データ

板東地区の人口は、令和4年現在で5,608人です。平成30年から令和4年にかけて人口減少となっており、減少率は5.8%です。また、地区人口に占める高齢化率は、平成30年の34.1%から令和4年の36.1%へと上昇し、高齢化が進んでいます。

■地区の取組状況

若い世代と地域団体（地区自治振興会、老人クラブ、地区社協等）との情報共有など地域コミュニティ形成について課題を抱えています。地域の高齢者・障がい者施設や事業所との交流や暮らしのサポートセンター「縁どころ」を拠点とした地域福祉活動が活発な地域で、世代間・世代同士の交流の機会づくりに取り組んでいます。

■地域データ

地区自治振興会	1 団体	子ども会	11 団体
地区社協	1 団体	自主防災組織	5 団体
・ 民生委員	14 人	地域活動団体	14 団体
・ 主任児童委員	2 人	小・中学校	2 校
老人クラブ	12 団体	幼稚園・保育所・ 認定こども園	3 箇所
婦人会	1 団体	放課後児童クラブ	1 箇所

※地区社協は、堀江地区と板東地区で1地区

※主任児童委員は、堀江地区と板東地区で2人

5 第1期計画のふりかえり

第1期計画では、各地域が抱える魅力、資源、課題等について、地域住民と一緒に考え、地域福祉の推進につなげることに重点を置きました。

計画策定にあたっては、徳島大学と市社協と共同し、計画の中に地域の考え方を取り入れ、地域住民、市社協、市がそれぞれ、課題解決の役割を担う仕組みづくりを位置づけ、市では「地域福祉計画」、市社協では「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

計画では3つの基本目標を掲げ、地域福祉の推進に取り組み、多様な住民の集いの場の創出、各種地域活動の支援等、様々な施策を推進してきました。

しかし、令和2年から新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、市内14地区すべてにおいて、地域でのイベントや活動が中止になるなど、地域でのコミュニティづくりに課題を残しました。

また、地域事業の推進に関する今後の課題として、コロナ禍における安全・安心な活動の実施や市社協、民生委員・児童委員等の地域福祉活動実践者とのさらなる連携が挙げられます。

そのため、地域コミュニティ強化の観点からコロナ禍での新しい生活様式を踏まえた取組の推進、若い世代の地域行事への参加の促進等が求められており、引き続き「地域福祉活動計画」と連携して地域福祉の推進に取り組んでいくことが必要です。

第1期 鳴門市福祉計画における取り組みと課題

【基本目標1】地域の課題を共に考え、互いに助け合う関係づくり	
◆地域の福祉活動活性化に向けた仕組みづくりの促進	
子ども食堂の実施支援や市内各所でのいきいきサロンの開設など、多様な住民が集い、なんでも話しあえる居場所づくりや立場や世代を超えて活動する地域の仕組みづくりを推進しました。	【課題】 ・コロナ禍で新しい生活様式を踏まえた取組の推進が必要です。
◆地域づくりに向けた市民意識の醸成	
地域福祉を実現するためには一人ひとりが地域を構成する一員であることを自覚し、支えあいや助けあいなど地域福祉の重要性を理解し、行動に結び付けていく必要があることから、市公式ウェブサイト上での周知や出前講座の実施などに努め、市民の地域福祉に対する意識の醸成を促進してきました。	【課題】 ・コロナ禍の影響を受け、地域の希薄化が進んでいます。 ・若い世代の地域行事への参加が少なく、世代間交流が進んでいません。

【基本目標 2】 必要とする福祉サービスを利用しやすい体制づくり	
◆福祉サービスの適切な利用の促進	
<p>必要なサービスの支援に迅速につなげるための相談・支援体制の充実・強化を図りました。基幹相談支援センターの設置などを行い、高齢者や子育て中の人、障がいのある人に対する行政サービスなど、行政としてしっかりと対応していくための体制を整備しました。</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制が確立され、住民の間で地域の課題を自分事として、市や市社協につないでいく必要があります。
【基本目標 3】 安心・安全に地域で生活できる環境づくり	
◆支援を必要とする人を支えるネットワークづくりの促進	
<p>生活支援コーディネーターを中心に有償ボランティアによる生活支援の仕組みを構築し、支援を必要とする人が孤立しないように、地域ぐるみで支えあい・助けあいの精神を発揮できる支援ネットワークの充実・強化を図りました。また、高齢者のみ世帯や要介護認定を受けた人、障がいのある人等、特別な支援を必要とする人に対する災害時の避難支援体制を整備してきました。</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民においても自らの地域の課題に目を向けていく必要があります。 ・災害を危惧する声が強く、防災意識が高まっています。
◆地域での自立した生活の支援	
<p>生活困窮、社会的孤立状態にある方への支援を推進していくため、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業を一体的に実施することにより、相談支援体制の強化につなげました。また、市社協が成年後見制度を担う機関として法人後見等事業の運用を開始するなど地域での自立した生活を送れるよう権利擁護の支援体制整備を進めました。</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活課題の掘り起こしのため、民生委員・児童委員をはじめとする地域団体との連携や情報共有が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

【鳴門市地域福祉計画の基本理念】

みんなが考え、
安心してしあわせに暮らすことが出来る
地域共生社会の実現

○キャッチフレーズ○

共に支えあい、誰ひとり取り残すことのない

地域共生のまち“なると”

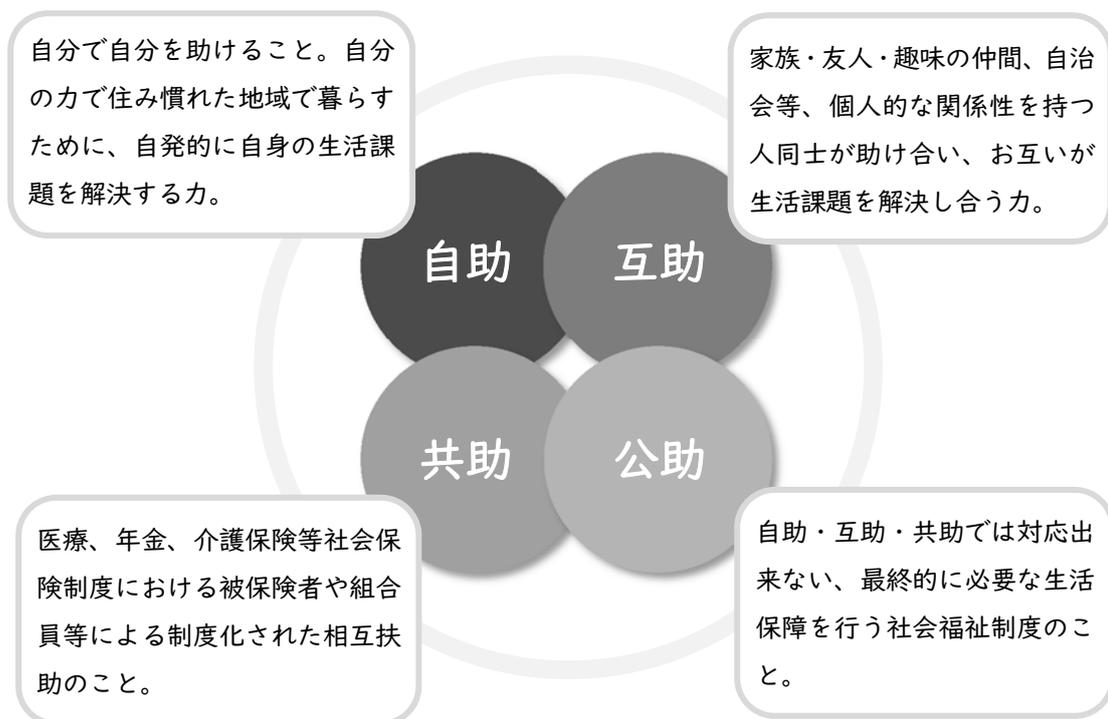
誰もが健康で安心して快適に暮らせる地域づくりを確立するためには、隣近所の助けあい、支えあい等の地域における住民活動を基盤として、住民自らが自分らしく生きる努力を行い、安心して暮らせる環境を住民みんなの力で築き上げていくことが重要となってきます。

人と人、地域のつながりを強める地域コミュニティの活性化を図っていくことが求められている中、第1期計画に引き続き、本計画の基本理念を『みんなが考え、安心してしあわせに暮らすことが出来る地域共生社会の実現』とします。そして、誰ひとり取り残すことの無い鳴門市地域共生社会を実現するために、「共に支えあい、誰ひとり取り残すことのない地域共生のまち“なると”」をキャッチフレーズとして掲げます。

2 基本的な考え方

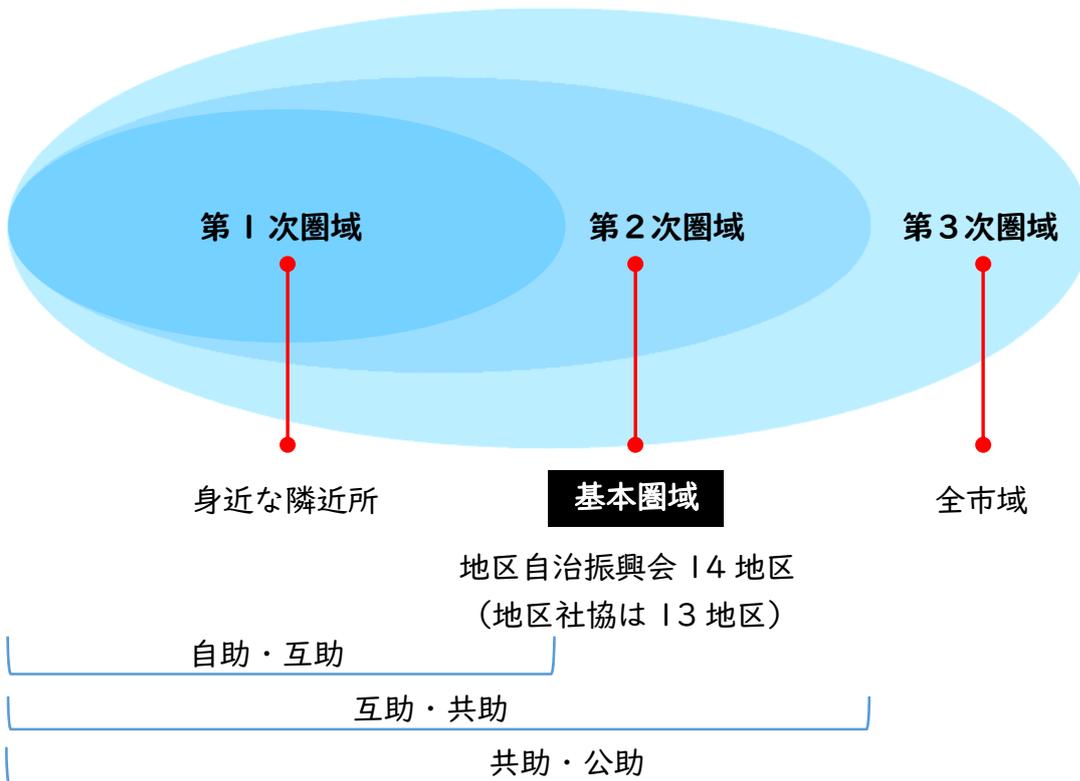
(1) 自助・互助・共助・公助

地域福祉の推進のためには、行政による「公助」や社会保険制度等の「共助」だけでなく、自分ができることは自分で行う「自助」、地域住民同士が支えあう「互助」が必要不可欠であり、「自助」「互助」「共助」「公助」がそれぞれの役割を果たしながら、互いに補いあい、連携していくことで課題解決の仕組みをつくるのが大切です。



(2) 圏域と地区の設定

本市の地域福祉の推進における主体的な組織は、市内14地区に設定される「地区自治振興会」であり、この地区自治振興会が包括する地域がそれぞれの「基本圏域（第2次圏域）」と考えます。また地区自治振興会を構成するより身近な関係を「第1次圏域」、そして全市域を「第3次圏域」として位置づけ、市や市社協が全体の方向性の決定や各圏域の取り組みの支援等を行っていきます。



圏域名	活動内容	鳴門市地域福祉活動計画	鳴門市地域福祉計画
第1次圏域	隣近所同士の日常的なあいさつや声掛け、町内での住民同士の日常的なつながりをつくり、声掛け、見守り、災害時の安否確認等の相互扶助活動を行いつつ、顔の見える関係づくりを行います。		
第2次圏域 (基本圏域)	地域住民で組織される地区自治振興会を基本圏域とし、地区社協とも連携しながら、地域の生活課題の把握・共有・解決を行います。		
第3次圏域	行政などによる保健福祉施策の大きな方向性が決定され、各圏域への支援、住民・各種地域活動団体・市社協・専門機関・事業者・行政の連携や調整を行います。		

3 計画の体系

第2期鳴門市地域福祉計画においては、これまでの第1期鳴門市地域福祉計画の施策の取組を継承しながら、「地域共生社会」の実現に向けた観点から、きめ細かに施策の展開を図るため、以下のように基本目標と施策を設定します。

<<基本理念>> みんなが考え、 安心してしあわせに暮らすことが出来る 地域共生社会の実現	●基本目標1 地域コミュニティ支援による地域のつながりづくり
	■施策1 地域コミュニティの再構築 ■施策2 民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の充実
	●基本目標2 安全・安心な暮らしを支える仕組みづくり
	■施策3 地域での見守り体制づくり
	●基本目標3 生涯の暮らしを支える仕組みづくり
	■施策4 健康・生きがいづくり ■施策5 地域で自立した生活への支援
	●基本目標4 地域共生社会の実現に向けた相談支援の体制づくり
	■施策6 相談支援の取組の強化
	●基本目標5 適切な福祉サービスを受けられる仕組みづくり
■施策7 福祉サービスの適切な利用の促進	
●基本目標6 権利擁護の支援体制づくり	
■施策8 権利擁護活動の推進	
●基本目標7 次代の地域福祉を担う人材づくり	
■施策9 福祉人材の育成と確保	

4 基本目標

●基本目標1 地域コミュニティ支援による地域のつながりづくり

本市の地域コミュニティの単位14地区では、地区自治振興会・地区社協をはじめ、老人クラブ、民生委員・児童委員、婦人会等様々な組織や団体が、地域活動に取り組んでいますが、ほとんどの地区において、参加者の減少や役員の高齢化が進み、若い世代の参加も少ないため、地域活動の世代交代が進まない現状があります。

こうした課題を解決するため、地域福祉の核である地域コミュニティの再構築に向け、高齢者の身近な交流や世代間交流の場での地域のつながりづくりを形成するため地域住民や事業者、団体等が連携した地域の仕組みづくりを進めます。

●基本目標2 安全・安心な暮らしを支える仕組みづくり

近年、各地で予期せぬ自然災害が多発しており、高齢者や障がいのある人等要配慮者をはじめとした地域の住民は不安を抱えています。災害発生時にすべての住民が安全に避難し、不安のない避難生活ができるよう支援する体制づくりが課題となっています。

これらの課題解決のためには、地区自治振興会や自主防災組織をはじめとした地域関係団体の平常時からの準備と連携、また避難する際に支援が必要な人の把握などが必要であり、地域の特性に応じた、安全・安心な暮らしを支える仕組みづくりを推進していきます。

●基本目標3 生涯の暮らしを支える仕組みづくり

少子高齢化の進行とともに、長期化する新型コロナウイルス感染症拡大の影響などから健康や地域生活への不安も大きくなっており、市民が生涯にわたって心身の健康を維持し、生きがいを持って生活するための取り組みが求められています。

また、生活困窮や社会的孤立、自殺対策、引きこもりやニート等複合的で複雑な問題が顕在化しています。

こうした課題に対し、医療・介護・福祉ニーズの増大に対応するとともに、支援が必要な人に対しては、相談支援体制の充実・強化により、孤立させない早期発見と適切な支援、さらには市民の暮らしの中での生活課題への対応等、関係機関・団体との連携・ネットワークづくりを進め、社会全体で支えていく仕組みづくりを推進していきます。

●基本目標 4 地域共生社会の実現に向けた相談支援の体制づくり

支援が必要な人が悩みを一人で抱え込み孤立してしまわないよう、誰もが悩みや課題を気軽に相談できる体制づくりが必要となっています。

地域や各相談支援機関・団体等との連携を図り、地域で困っている人を発見し、相談を受け、必要とするサービスに適切に結び付けられるよう、一人ひとりへの支援の充実を図ります。さらに、複雑化、複合化している課題や、従来の縦割り福祉では対応できない地域課題が増える中、包括的な相談体制の整備をめざします。

●基本目標 5 適切な福祉サービスを受けられる仕組みづくり

支援が必要な人が適切な福祉サービスを受けられるよう、相談支援機関・団体と連携した情報共有と支援体制を強化し、福祉に関する行政サービスなどの利用促進を図っていきます。

また、地域福祉を支える社会福祉従事者の専門性を高め、より良い福祉サービスを市民に提供できるよう人材育成に取り組みます。

●基本目標 6 権利擁護の支援体制づくり

一人暮らしの高齢者や障がいのある人が増加する中、判断能力に不安のある方への支援制度である成年後見制度の利用の促進が求められています。

自らの意思での選択や判断が難しい状態になっても、その人らしい生活が地域で続けられるよう、中核機関を中心として、情報提供や啓発を図り、市民に必要な権利擁護の支援につなげることができるよう努めていきます。

●基本目標 7 次代の地域福祉を担う人材づくり

地域福祉の推進においては、より多くの方が福祉分野に対する理解や見識を持つことが重要ですが、地域や地域福祉推進団体では、地域福祉の担い手やリーダーとなる人材が不足しているという課題を抱えています。

市民一人ひとりの福祉に関する理解や支えあいの意識を醸成し、地域福祉の主体としての自覚を促すため、学校教育における福祉教育の推進や市民の意識啓発へ取り組み、研修会などの開催を通して、地域福祉を担う人材の育成に努めていきます。

第4章 施策の展開

●基本目標1 地域コミュニティ支援による地域のつながりづくり

■施策1 地域コミュニティの再構築

新型コロナウイルス感染症の拡大により、分断された地域のつながりを再構築するため、地域住民の身近な交流の場となる「いきいきサロン」や「子ども食堂」等の居場所づくりや地域の支えあい活動等を支援し、地域住民や事業者、団体が立場や世代を超えて、お互いを認め合いながら、活動を行っていく地域づくりを進めます。

■施策2 民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の充実

民生委員・児童委員の活動内容の周知を図り、市民の理解や協力を促進させます。

また、個人情報に配慮しながら、地域の見守り活動や住民からの相談を専門機関へつなぐ活動を支援します。

中心となる取組主体	取組事項
地域・住民	近所同士の挨拶や声かけといった視点でのつながり強化 若い世代への働きかけ、地域活動の継承など
市社協	各福祉団体の地域活動への支援など 地区社協、民生委員等の活動への支援など
市	市社協、民生委員児童委員協議会等への支援 「いきいきサロン」や「子ども食堂」等活動支援

●基本目標2 安全・安心な暮らしを支える仕組みづくり

■施策3 地域での見守り体制づくり

地域の特性を考慮し、地区自治振興会、地区社協、地縁団体や関係団体との連携を図りながら、地域での支えあい・助けあいや相互の見守りの仕組みづくりを進め、安全・安心な地域づくりをめざします。

災害などが発生した場合、高齢者や障がい者等の要配慮者が安全に避難できるよう、平常時から地域においての情報共有が重要であり、避難行動要支援者登録制度の周知を進めます。

また、自主防災組織、学校、地縁団体等地域ぐるみの防災体制づくりを支援します。

防犯や消費者被害防止に対しても同様に、地域や関係団体との協働により、地域の見守りネットワークの推進や防犯意識の向上による防犯体制の整備を図ります。

中心となる取組主体	取組事項
地域・住民	支援が必要な人の情報把握 日頃からの避難場所の確認など 自主防災活動の推進
市社協	地域との連携を密にした見守り 地区での防災訓練等の支援
市	避難行動要支援者制度の運用、福祉避難所の指定等 防犯や消費者被害の防止施策の推進など

●基本目標3 生涯の暮らしを支える仕組みづくり

■施策4 健康・生きがいづくり

市民の健康寿命の延伸を図り、生きがいを持って暮らすことができるよう市民の自発的な健康づくりの活動を支援します。

子育て・健康づくりの取組を関係機関などと連携して推進し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに総合的に取り組みます。

また、高齢者の在宅生活を総合的に支えていくために地域包括支援センター機能の強化を図っていくとともに、介護予防事業の推進やいきいきサロン活動などへの参加を促すことによって、地域でいきいきと自立した生活が送れるよう、環境づくりを進めます。

自殺対策については、自殺予防の普及・啓発や自殺対策を支える人材育成、関係機関・団体との連携強化等により、生きることの包括的な支援の推進を図ります。

中心となる取組主体	取組事項
地域・住民	健康づくりへの取組など いきいきサロンへの参加、健康寿命延伸への意識醸成等
市社協	介護予防における相談支援など 民生委員・児童委員及び主任児童委員の見守り活動等の推進
市	地域包括支援センター機能の強化 介護予防事業の推進など 自殺対策の推進など

■施策5 地域で自立した生活への支援

市社協が中心となって、日頃から様々な世代が集まり、支えあえる場所づくりを支援することで、誰もが地域で相談でき、地域での支えあいにより課題の解決を図る体制づくりを進めます。

また、障がいや生活困窮者だけに留まらず、社会的孤立やひきこもり等、各分野で横断的に支援が必要な人や、制度の狭間において公的サービスが受けられない人に対して、地域の人材や制度、福祉サービス等を組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりするコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を地区に配置し、活動の推進に努めます。

高齢者や障がいのある人等が抱える買い物や通院等の生活上の課題解決を図るため、関係機関と連携し、生活課題の解決施策の検討を進めます。

鳴門市再犯防止推進計画を策定し、県や民間団体と連携して、犯罪をした人などが社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、計画の取組を推進していきます。

<u>中心となる取組主体</u>	<u>取組事項</u>
地域・住民	地域での支えあいなど 身近な相談機関への相談など
市社協	地域と相談機関との連携 CSWの活動推進 買い物や通院等の生活課題解決策の検討など
市	買い物や通院等の生活課題解決策の検討など 鳴門市再犯防止推進計画の周知 保護司、保護司会との連携

【鳴門市再犯防止推進計画】

■取組の方向性

平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律（法律第104号）」（以下、「再犯防止推進法」という。）が施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

徳島県においても令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「徳島県再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画を踏まえて、犯罪をした者などの円滑な社会復帰を支援することで、県民の誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

本市でも安全・安心して暮らせる地域社会を実現するため、再犯防止推進法第8条第1項に基づき、この項目を「鳴門市再犯防止推進計画」として位置付け、再犯防止施策の推進に取り組めます。

■取組の内容

○住民・地域の取組

- ・近所の人と困ったことを相談し合える関係を築きましょう。
- ・地域の中で課題を抱えた人が孤立しないよう、日頃から見守りや交流といった活動を進め、地域活動の中で気軽に相談できる機会をつくりましょう。

○市社協の取組

- ・自立への支援に向けた相談業務の充実や連携を図ります。

○市の取組

・防犯活動の推進

イベントなどが開催される際には、巡回による防犯パトロールを実施し、警察署や消防団、地区自治振興会等との連携に努めます。

・更生保護ボランティアの活動支援

地域における更生保護の活動拠点である鳴門板野地区更生保護サポートセンターと連携し、保護司や保護司会、更生保護女性会等の更生保護関係の支援者・団体が行う活動などを支援します。

・関係機関・団体等との連携強化

犯罪をした者などが地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関（徳島保護観察所、徳島法務少年支援センター、コレワーク四国等）や保健医療・福祉関係機関、各種団体等との連携強化を図っていきます。

・再犯防止等に関する広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と、犯罪をした者などの立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」や、「再犯防止啓発月間（7月）」等の広報・啓発活動を通じて再犯防止に関する地域の理解を促進します。

■関係機関・団体

名称	所在地	電話番号
コレワーク四国 (高松矯正管区矯正就労支援情報センター)	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎地下1階	0120-29-5089
徳島法務少年支援センター	徳島市助任本町5-40	088-652-4115
徳島保護観察所	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎5階	088-622-4359
鳴門板野地区更生保護サポートセンター	徳島県板野郡藍住町奥野字猪熊175-2	088-676-2820

●基本目標4 地域共生社会の実現に向けた相談支援の体制づくり

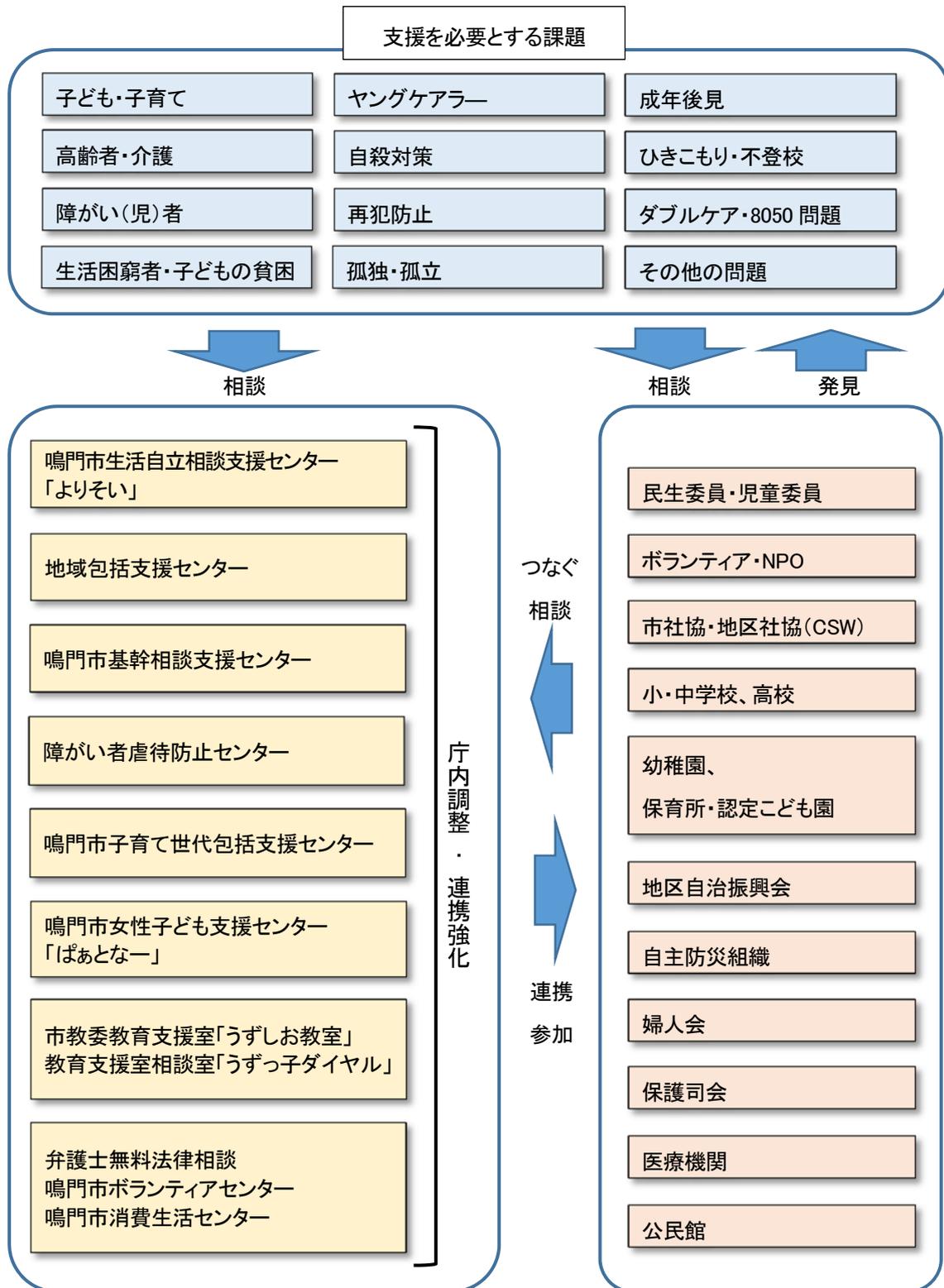
■施策6 相談支援の取組の強化

介護と育児が同時期に発生しているダブルケア問題や高齢の親とひきこもりの子の8050問題等、相談内容は複雑化し、複合的な課題となっています。このような複合多問題に対して、寄り添い型・伴走型の支援を行う鳴門市生活自立相談支援センター「よりそい」や障がいのある人への支援を行う基幹相談支援センター、高齢者への支援を行う地域包括支援センター等とのさらなる連携を進めます。

さらに、各相談支援ネットワークの調整機能の強化などを通して、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者という縦割りの分野を超えて、様々な相談を包括的に受け止め、関係部署や関係機関が一体となって必要な支援を行うことが出来るよう支援体制の整備に取り組みます。

中心となる取組主体	取組事項
地域・住民	家族間でのコミュニケーション 各相談機関への相談 地域福祉に関する行政サービスの情報収集など
市社協	福祉の制度・支援事業等の情報発信など 各相談支援ネットワークの調整機能の強化など
市	包括的な支援体制の整備（断らない相談支援体制） 重層的支援体制整備事業の検討

鳴門市の多機関の協働による包括的な相談支援体制



●基本目標5 適切な福祉サービスを受けられる仕組みづくり

■施策7 福祉サービスの適切な利用の促進

必要な人が必要な時により良い福祉サービスを受けることができるよう福祉に関する行政サービスの情報の提供、各相談機関と連携した相談体制の確保や支援関係機関間の連携による福祉サービス・施設の適切な利用促進に努めます。

また、高齢者福祉、介護保険、障がい福祉、子育て支援等の各サービスについては、それぞれ個別の計画において推進し、利用者の視点に立った、多様なサービスの充実をめざすとともに利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう支援体制の充実を進めます。

中心となる取組主体	取組事項
地域・住民	必要な福祉サービスの情報収集など
市社協	相談体制の充実や事業所との連携等 適切な法人運営の実施
市	社会福祉法人などの適切な運営のための相談・指導等 福祉サービス事業者などの情報の周知など

●基本目標6 権利擁護の支援体制づくり

■施策8 権利擁護活動の推進

成年後見制度の総合相談窓口となる中核機関は、地域における福祉・医療・地域の関係者や法律の専門家等と連携し、地域連携ネットワーク運営の中心となり、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を有しています。

中核機関の運営を通して、成年後見制度の利用促進、日常生活自立支援、苦情解決制度等の支援が必要な人へのサービス利用を図り、権利擁護制度の普及啓発と体制の強化に努めます。

<u>中心となる取組主体</u>	<u>取組事項</u>
地域・住民	権利擁護が必要な方の情報提供など 民生委員などとの連携など
市社協	法人後見制度の活用・周知等 日常生活自立支援事業の推進
市	成年後見制度利用促進、専門機関との連携等 中核機関の運営 成年後見制度利用促進基本計画の推進

【鳴門市成年後見制度利用促進基本計画】

1 計画策定の背景

平成12年4月の介護保険制度の導入に伴い、福祉サービスが原則的に「措置」から「契約」に移行したことに併せ、判断能力に不安がある方への支援制度として成年後見制度が創設されました。

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が進む中、成年後見制度の必要性は高まっていくものと考えられます。

しかしながら、全国的に成年後見制度の利用は少ない状況となっていることから、国においては平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」が施行され、各市町村が成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることが明示されました。

本市においても、今後高齢者などの増加は進むものと予測され、成年後見制度の利用促進がより一層必要となってくることから「鳴門市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定します。

2 成年後見制度について

（1）成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない方について、その方（ご本人）の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

●法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの類型があります。

●任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

(2) 日常生活自立支援事業

市社協が実施主体となり、判断能力の低下が比較的軽度な人の権利擁護のために実施する事業です。

認知症や知的障がい、精神障がい、発達障がい等により、判断能力が一定程度あるが十分でないことで様々なサービスを適切に利用することが困難な人を対象に、契約に基づく福祉サービスの利用援助を中心とした支援を行っています。

3 計画の位置付けなどについて

(1) 計画の位置付け

本市では、本基本計画を「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第23条第1項「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

また、「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」や「鳴門市障がい福祉計画」との整合、連携を図り、地域共生社会の実現をめざす「第2期鳴門市地域福祉計画」と一体的に策定します。

(2) 計画の期間

基本計画の期間は、「第2期鳴門市地域福祉計画」に準ずるものとします。今後、基本計画の見直しに際しては、「第2期鳴門市地域福祉計画」などとの整合性を図り改訂します。

4 鳴門市の現況について（再掲）

(1) 高齢者の状況

本市の人口は減少が続いていますが、65歳以上の人口は増加が続いており、平成29年には19,075人でしたが、令和4年では19,575人となっています。高齢化率も上昇が続いており、平成29年には32.3%でしたが、令和4年では35.6%となっています。

また、要介護（支援）認定者の総数は、平成29年には3,602人でしたが、令和4年では3,724人となっています。令和2年以降、微増しています。

（第2章現状と課題 1人口と世帯数参照）

(2) 障がい者の状況

知的障がい者は、療育手帳所持者数が平成29年では532人で、以降微増で推移し、令和4年では595人となっています。

精神障がい者は、精神障害者保健福祉手帳所持者数が平成29年で424人、以降増加傾向にあり、令和4年には545人となっています。

(第2章現状と課題 2福祉の状況参照)

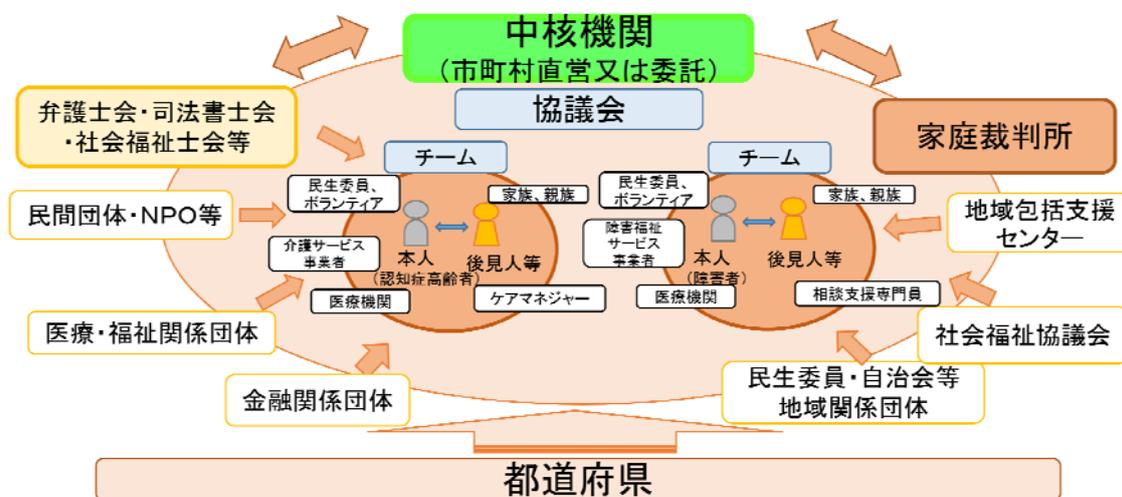
5 地域連携ネットワークの構築について

地域において権利擁護が必要な人を把握し、相談を受け、必要に応じた支援に結びつけるために、身近な親族や福祉・医療・地域の関係者、法律の専門家等が連携していきます。

中核機関を中心とし、市社協をはじめ、身近な相談機関である基幹相談支援センターや地域包括支援センター等既存の支援の仕組みを活用したネットワークの構築を進めます。

また、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針などについて、家庭裁判所との情報交換・調整等に対応できるよう、法律・福祉の専門職団体や関係機関が支援できる体制を整えていきます。

■地域連携ネットワークのイメージ図■



出典：厚生労働省資料

6 中核機関の設置

中核機関とは地域連携ネットワークの運営の中心となり、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能を有し、成年後見制度の総合相談窓口となる機関です。

本市においては令和3年度に中核機関を設置し、基幹相談支援センター、地域包括支援センターや医療機関等の相談支援機関や法人後見事業を実施している市社協と連携し、成年後見制度の利用促進を図るため、各機能の推進を行っております。

7 中核機関の役割

(1) 広報機能について

成年後見制度の利用を推進するためには、市民などの制度に対する理解が深まり、メリットが実感できる必要があります。このため、成年後見制度の内容について市広報紙や市公式ウェブサイトへ掲載したり、関係相談窓口や相談機関へパンフレットなどを配布するなど、成年後見制度の理解が図られるよう周知啓発に努めます。

(2) 相談機能について

市民からの成年後見手続きや制度・仕組みに関する相談については、各相談支援機関と連携し、中核機関が中心となり対応します。

成年後見制度の利用に関する相談体制の拡充に取り組むとともに、既存の支援機関や地域ケア会議等の機能を活用しながら、支援を必要とするに人に対して早期の段階からの相談・支援が行えるよう体制を整えます。

(3) 成年後見制度利用促進機能について

成年後見人等候補者選定については、本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断が必要となります。地域連携ネットワークの中で支援の方針や適切な候補者などの検討、申立てにあたっての準備・役割分担等を検討していくとともに、受任者調整などの支援ができるよう市社協や専門職団体と協議を進めます。

また、市民後見人の養成については「権利擁護支援者養成研修」を実施している徳島県社会福祉協議会などと連携し検討を行います。

(4) 後見人支援機能について

市長申し立てに関して成年後見人等への報酬助成を行うなど、必要に応じて関係機関と連携し、ケース会議など既存のネットワークを活用しながら、後見人支援に取り組みます。

8 成年後見制度利用支援事業

本市では、申立人となりうる親族がいないことなどの理由により、制度利用ができない方に対して、成年後見人選任のための市長申立など適切な支援を行います。

また、成年後見制度の利用が必要と認められる方で、生活保護及び生活保護に準ずる経済的な困窮で制度利用ができない高齢者、障がいのある人等に対して、市長申立に限り、審判請求に要する費用及び成年後見人等への報酬助成を行います。

●市長申立

成年後見制度の利用を必要とする認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等の状況を総合的に勘案し、後見等開始の審判請求をする必要があるにもかかわらず、申立を行う親族がいない場合には、家庭裁判所に成年後見人選任のための市長申立を行います。

●審判請求費用の助成

生活保護を受けているなど申し立てに係る費用の負担が困難な方を対象に、審判請求に必要な費用を助成します。

●成年後見人等への報酬の助成

生活保護を受けているなど成年後見人等への報酬に係る費用の負担が困難な方を対象に、その全部または一部を助成します。

●基本目標7 次代の地域福祉を担う人材づくり

■施策9 福祉人材の育成と確保

地域福祉推進のために、地域を支える担い手の確保・育成として、市社協や市内の学校、関係団体と連携し、小中学生や高校生をはじめ、あらゆる世代を対象とした福祉教育を進めます。

障がいに関する理解啓発を推進するため、子どもの頃から障がいのある人との交流機会を増やし「障がい」や障がいのある人についての理解を促進します。

また、市内ボランティア団体と連携し、ボランティア人材の育成を図ります。

<u>中心となる取組主体</u>	<u>取組事項</u>
地域・住民	ボランティア、福祉活動への参加
市社協	福祉教育推進事業の推進 福祉体験などの出前講座や児童生徒と地域の交流の場づくり等
市	障がいなどに関する理解啓発の推進 小中学生や高校生を対象とした福祉教育の推進など

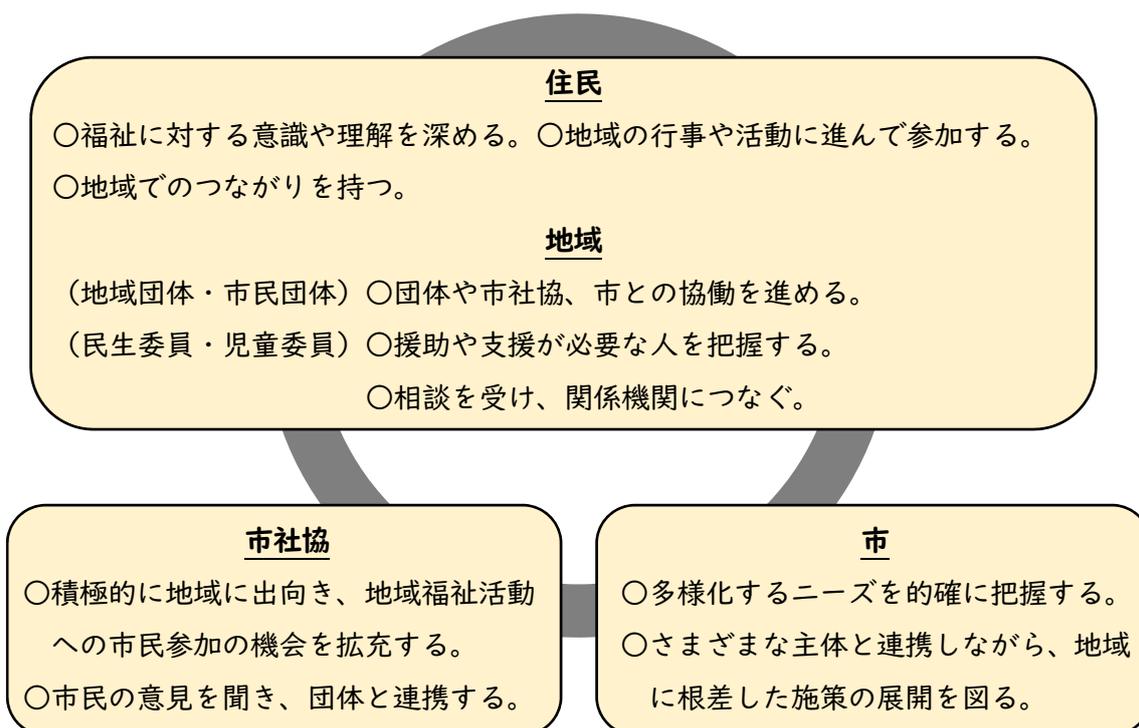
第5章 計画の推進

I 計画の推進

(1) 各主体者の役割

計画の推進にあたっては、市の関係部局、市社協・地区社協や福祉サービス提供事業者等と連携し、また民生委員・児童委員、地域団体、地域住民と協働し、それぞれが担うべき役割を位置づけ、地域福祉の推進を行っていきます。

各主体者の役割分担イメージ



(2) 庁内体制の強化

鳴門市総合計画や福祉分野の個別計画との整合性を図りながら、庁内の関係各課及び外部機関が連携し、本計画に基づく事業を推進します。

(3) 地域連携体制の強化

市社協や地区社協、地区自治振興会、地区民生児童委員協議会、その他老人クラブ連合会・ボランティアグループ等の住民組織との連携を強化して地域の支援を推進します。

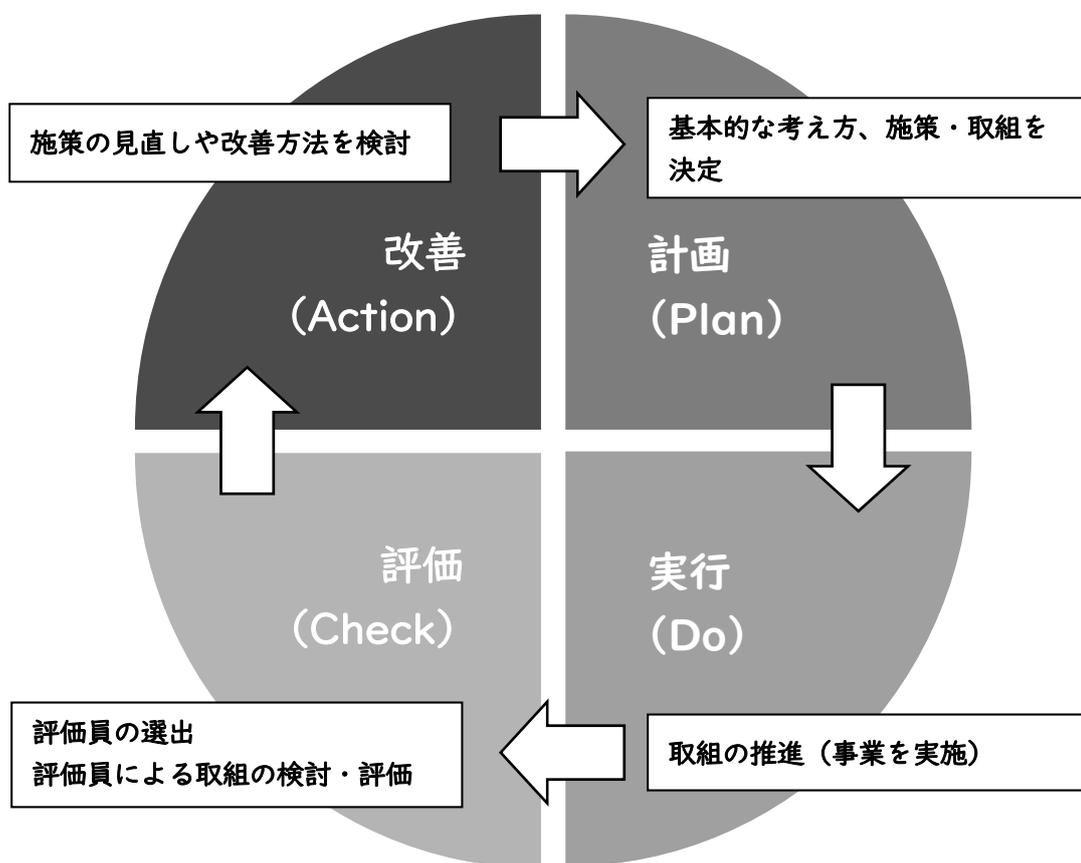
(4) 計画の周知

本計画について、市広報紙、市公式ウェブサイト等の各種媒体を利用して広報するとともに、市社協や地区社協、地区自治振興会、その他関係団体等への周知を行っていきます。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、PDCA（Plan Do Check Action）の視点にもとづき、庁内の関係各課や関係機関との連携を図り、地域との情報交換・意見交換を実施することにより、計画の目標の達成状況や現状を把握し、必要に応じて、改善や見直しを行います。

また、評価にあたっては、毎年度、鳴門市地域福祉計画審議会の委員から評価員を選出し、事業評価を行います。



第6章 資料編

I 鳴門市地域福祉計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市附属機関設置条例（平成25年鳴門市条例第2号）第11条の規定に基づき、鳴門市地域福祉計画審議会（以下、「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(委員長及び副委員長)

第2条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選によって定める。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、審議にかかる最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

(市民会議)

第5条 委員長は、鳴門市地域福祉計画及び鳴門市地域福祉活動計画を一体的に策定するにあたり、広く市民の意見を求め、必要となる調査・研究・分析を行うための組織として、鳴門市地域福祉計画等策定市民会議（以下、「市民会議」という。）を設置することができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月7日から施行する。

Ⅱ 鳴門市地域福祉計画審議会委員名簿（敬称略・順不同）

区 分	所属団体・役職名等	氏 名	委嘱期間
1	徳島大学大学院医歯薬学研究部 教授	白 山 靖 彦	R4.4.1 ～R7.3.31
2	徳島弁護士会 弁護士	森 晋 介	R4.4.1 ～R7.3.31
3	鳴門市医師会 会長	吉 田 成 仁	R4.4.1 ～R7.3.31
4	鳴門市社会福祉協議会 会長	藤 村 松 男	R4.4.1 ～R7.3.31
5	鳴門市自治振興連合会 会長	益 岡 道 義	R4.4.1 ～R7.3.31
6	鳴門市民生委員児童委員協議会 会長	松 本 久 和 子	R4.4.1 ～R7.3.31
7	鳴門市地区社会福祉協議会会長会 会長	尾 形 丹 士	R4.4.1 ～R7.3.31
8	鳴門市ボランティア連絡協議会 副会長	佐 藤 由 紀	R4.4.1 ～R7.3.31
9	鳴門市子どものまちづくり推進協議会 会長	山 田 芳 明	R4.4.1 ～R7.3.31
10	鳴門市老人クラブ連合会 副会長	前 田 ユ キ 子	R4.4.1 ～R7.3.31
11	鳴門市婦人連合会 会長	矢 野 壽 美 子	R4.4.1 ～R7.3.31
12	鳴門市自主防災会連絡協議会 会長	小 川 泰 範	R4.4.1 ～R7.3.31
13	徳島保護観察所 鳴門板野保護司会 保護司	川 端 敦 子	R4.4.1 ～R7.3.31
14	鳴門市手をつなぐ育成会 副会長	玉 関 文 代	R4.4.1 ～R7.3.31
15	関係行政 機関の職員	鳴門市 こども総合企画調整官 三 宅 敏 勝	R4.4.1 ～R7.3.31
16	公募市民	脇 景 子	R4.4.1 ～R7.3.31

IV 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年を期限とした国際社会全体における17の開発目標で、地球上の誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決しようとするものです。

本計画の基本理念に示す、誰ひとり取り残すことの無い鳴門市地域共生社会の実現は、SDGsの達成に資すると考えられることから、地域福祉の推進に関わる開発目標を各基本目標に位置付けます。

■本計画の基本目標に位置づけるSDGsの目標内容

目標	目標内容
	目標1（貧困） ひとり親世帯、生活保護世帯を含め、生活困窮者の自立と尊厳の確保と、生活困窮者支援を通じた地域づくりを目標に、一人ひとりの状況に応じた包括的な相談支援と支援計画を通じて、住居確保支援、就労支援、緊急支援等の自立に向けた包括的な支援を行っていきます。また、貧困の連鎖を防止するために生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくりに取り組みます。
	目標2（飢餓） 生活困窮者への包括的な自立相談支援を通して、緊急的な一時生活支援として、食料を含めた日常生活に必要な支援を提供します。
	目標3（健康と福祉） 健康づくりの推進、福祉サービスの適切な提供・利用の推進等、すべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進します。 相談から支援を円滑に行うために、また、複合化・複雑化する課題に的確に対応するため、包括的な相談支援体制を構築していきます。
	目標4（教育） 地域福祉活動を担う人材育成を進めます。また、地域における共生の文化を創造する総合的な活動として福祉教育をとらえ、地域にある課題に基づいた福祉教育に取り組みます。

<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標 5 (ジェンダー平等)</p> <p>互いに助けあい、地域全体を強くするためには、互いに尊重し認めあうジェンダー平等の意識が欠かせません。特に、子育てにやさしい環境づくり、福祉意識の醸成を図り地域福祉活動を担う人材育成、包括的相談支援、防災・防犯の地域づくりの中で、平等と互助意識を高めていけるよう取り組みます。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>目標 8 (成長・雇用)</p> <p>高齢者の就労支援、障がい者の雇用・就業推進、生活困窮者の自立支援、地域活動への支援を通して、誰もが働きがいのある雇用・活動や、安心な暮らしを持続的に進めるよう取り組みます。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>目標 10 (不平等)</p> <p>年齢、性別、障がい、国籍等に関わりなく、平等にすべての人が健康で支障なく日常生活が送れるよう、福祉教育、包括的相談支援、子どもの貧困対策、健康づくり、権利擁護システムの推進、福祉サービスの充実等に取り組めます。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>目標 11 (持続可能な町)</p> <p>自分が住み慣れた地域で住み続けることができるよう、福祉サービスの充実・適正な提供と支援体制の充実を図り、支えあいの仕組みづくりを行います。また、防災に関して、避難行動要支援者の把握、日常的な見守り・支援の推進に取り組めます。さらに、多様な関係機関・団体と連携、協働を図り、包括的な支援体制を構築し、安全で快適な環境づくりを推進します。</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>目標 16 (平和)</p> <p>高齢者・障がい者・子どもへの虐待防止、権利擁護の推進、再犯防止等に取り組む、平和で公正な社会をつくるために、多くの地域住民の参画を促し、地域共生社会の実現に取り組めます。</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>目標 17 (協働)</p> <p>あらゆる目標を達成するためには、人々の協力は欠かせません。持続可能な地域を構築するため、行政、住民、事業者が互いを尊重し、協働で地域福祉の推進を図ることに取り組みます。</p>

■本計画の基本目標に位置づけるSDGsの目標一覧

<p><<基本理念>></p> <p>みんなが考え、 安心してしあわせに暮らすことが 出来る地域共生社会の実現</p>	<p>●基本目標1 地域コミュニティ支援による地域のつながりづくり</p> <p>3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナシップで目標を達成しよう</p>
	<p>●基本目標2 安全・安心な暮らしを支える仕組みづくり</p> <p>3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナシップで目標を達成しよう</p>
	<p>●基本目標3 生涯の暮らしを支える仕組みづくり</p> <p>1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 8 働きがいも経済成長も 17 パートナシップで目標を達成しよう</p>
	<p>●基本目標4 地域共生社会の実現に向けた相談支援の体制づくり</p> <p>1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を実現しよう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナシップで目標を達成しよう</p>
	<p>●基本目標5 適切な福祉サービスを受けられる仕組みづくり</p> <p>1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナシップで目標を達成しよう</p>
	<p>●基本目標6 権利擁護の支援体制づくり</p> <p>3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に</p>
	<p>●基本目標7 次代の地域福祉を担う人材づくり</p> <p>3 すべての人に健康と福祉を 17 パートナシップで目標を達成しよう 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナシップで目標を達成しよう</p>